

川崎市自治推進委員会の提言に基づく

市民自治の推進に向けた第 2 次推進プラン

～ 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり ～



平成 22 (2010) 年 1 1 月

川崎市

目 次

第1章 「第2次推進プラン」の策定について

1 自治推進委員会について	1
2 提言の具現化について	2
3 「第2次推進プラン」の策定について	2
4 「第2次推進プラン」の推進にあたって	5

第2章 第1期自治推進委員会からの提言に基づく「10の提言推進プラン」の取組状況 6

第3章 「第2次推進プラン」の取組方向..... 10

I 総合的な自治の醸成	
取組 1 自治に向き合う職員の育成	10
取組 2 自治意識の醸成	13
II 情報共有の推進	
取組 3 政策形成過程の情報共有の実践	15
取組 4 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築	17
取組 5 情報コンシェルジュ機能の充実	19
III 市民参加の拡充	
取組 6 質の高い市民参加機会の拡充.....	21
IV 協働のまちづくり	
取組 7 協働実践の共有.....	25
取組 8 協働推進施策の推進	27
取組 9 事業者等との協働の推進	29
V 区民会議の充実	
取組 10 区民会議の情報発信の推進	31
取組 11 区民会議と関係団体との連携の推進	33
取組 12 開かれた区民会議の推進	35

第4章 自治基本条例に基づく主な取組状況

1 自治運営を担う主体の役割、責務等の取組	37
2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等	39
3 国や自治体との関係の運営状況等	42

資料

川崎市自治基本条例	44
川崎市自治推進委員会設置要綱	49
各区における市民提案型事業の概要	50
各局区で実施されている主な事業者等との連携・協働事業	52

第1章 「第2次推進プラン」の策定について

1 自治推進委員会について

自治推進委員会は、平成17年4月に施行された「川崎市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）第33条に基づき、自治運営の基本原則である「情報共有」「参加」及び「協働」の原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置された委員会です。

委員会では、条例で示された基本理念や諸原則から市政全体を横断的に見渡して運営状況を確認するとともに、いくつかの条文に関連する具体的な制度や施策の現状と課題について調査審議し、提言にまとめています。

第1期の自治推進委員会（任期：平成19年2月～20年3月）では、自治運営の基本原則の1つである「情報共有」をメインテーマとするとともに、「協働のまちづくり」、「区民会議」などについて調査審議を行い、その結果を「市民自治の推進に向けた10の提言」として取りまとめました。

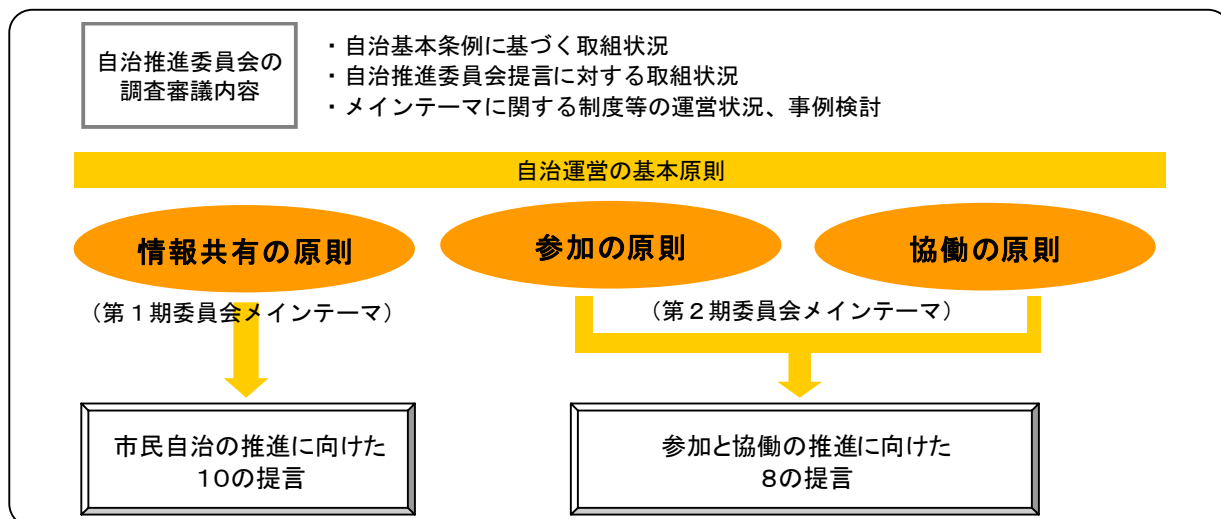
また、第2期の自治推進委員会（任期：平成20年11月～22年3月）では、第1期委員会の調査審議を踏まえ、「参加」「協働」をメインテーマとして、参加・協働に関する制度の概要を確認し、具体的な事例を通して参加・協働がどのように取り入れられているかについて調査審議を行い、「参加と協働の推進に向けた8の提言」として取りまとめました。

【自治基本条例抜粋】

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

【自治運営の基本原則と自治推進委員会の審議テーマ】



2 提言の具現化について

本市では、まちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向け、「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』の着実な推進」「行財政改革プランの推進」とともに「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱として取り組んでいます。

自治基本条例が施行されて5年余りが経過し、市民参加や協働のための環境は整いつつありますが、条例については市民に十分に浸透しているとはいえません。

平成21年度に実施した「かわさき市民アンケート」では、自治基本条例を「知っている」との回答は15.2パーセントとなっており¹、引き続き様々な機会を捉えた条例の周知や、条例の理念を踏まえた取組の推進が必要です。

第2期委員会においては、市民自治がどの程度条例の理念に沿って推進されているかなどについて、第三者的立場から自治運営の全体を俯瞰的に調査審議するとともに、第1期委員会の提言がどのように市の取組に反映されているかの状況を把握するため、第1期委員会の提言を受けて策定した「市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン」（平成20年11月策定、以下「10の提言推進プラン」という。）の取組状況を調査しました。

その結果、提言に基づく取組は着実に進んでいると考えます（6～9ページ参照）。

自治基本条例に基づく諸制度や、区役所の機能強化など、活力ある地域社会づくりのための枠組みは、これまでの取組により整いつつあります。

今後は、地域での着実な実践を積み重ねていく段階として、これまで整備を進めてきた枠組み等を活用しながら、参加と協働による市民本位のまちづくりの実現に向けて、自治推進の取組を進めていく必要があります。

市民自治を確立するためには、市民が主役で進めていくことが基本と考えますが、市政運営への参加や協働を広げるためには、行政における取組をさらに推進する必要があります。とりわけ職員は、市民とともに自治を運営する者としての認識に立ち、条例の趣旨を理解、尊重することが求められることから、自治推進委員会の提言を尊重し、それぞれの立場で提言の具現化に努めていく必要があると考えます。

¹ 平成21年11月に市民3,000人を対象として実施した「かわさき市民アンケート」における「『川崎市自治基本条例』を知っていますか」という質問に対する回答は、「内容までよく知っている」は0.4%、どのようなものか、ある程度知っている」は3.4%、という結果であり、この2つに「名称は知っている」11.4%を合わせた「知っている」は15.2%でした。なお、「知らない」は82.2%でした。

3 「第2次推進プラン」の策定について

第1期及び第2期委員会の提言の内容は、各局区の様々な事務事業に関連しており、提言の具現化に向けた取組は、全庁的に課題を共有化し、連携、調整を図るとともに、計画的、継続的に取り組む必要があります。

本プランの策定にあたっては、平成22年6月に「第1期委員会の提言に基づく推進プランの進捗状況」及び「第2期委員会の提言に基づく取組状況」について調査を実施しました。また、調査結果に基づき、関係課へのヒアリング調査も併せて行いました。

この調査結果を踏まえ、第1期及び第2期委員会の提言内容を、自治運営の3つの基本原則である「情報共有」「参加」「協働」と、3つの原則すべてにかかわる「総合的な自治の醸成」「区民会議の充実」の5つの柱に整理し、「川崎市自治推進委員会の提言に基づく市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」(以下「第2次推進プラン」という。)として新たに策定し、着実に市民自治推進の取組を進めていくこととしました。

(H20. 5)

第1期自治推進委員会

「市民自治の推進に向けた10の提言」

- ①自治に向き合う職員の育成
- ②自治意識の醸成
- ③協働実践の共有
- ④協働推進施策の整備
- ⑤政策形成過程の情報共有の推進
- ⑥ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築
- ⑦情報コンシェルジュ機能の充実
- ⑧区民会議の情報発信の推進
- ⑨区民会議と関係団体との連携の推進
- ⑩各区区民会議の交流の推進

(H20. 11)

第1期川崎市自治推進委員会

市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン

(H22. 3)

第2期自治推進委員会

「参加と協働の推進に向けた8の提言」

- ①「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充
- ②新しい参加手法の検討
- ③地域の意見を反映できる参加の組み立て
- ④より開かれた区民会議
- ⑤多様な参加機会の拡充
- ⑥参加をコーディネートする行政職員の育成
- ⑦市民活動団体以外にも「6つの協働の原則」を適用
- ⑧CSRを踏まえた事業者との協働の推進

各局区への調査・ヒアリングをもとに再構成

(H22. 11)

川崎市自治推進委員会の提言に基づく 市民自治の推進に向けた第2次推進プラン(案)

I 総合的な自治の醸成

- 取組1 自治に向き合う職員の育成
- 取組2 自治意識の醸成

II 情報共有の推進

- 取組3 政策形成過程の情報共有の実践
- 取組4 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築
- 取組5 情報コンシェルジュ機能の充実

III 市民参加の拡充

- 取組6 質の高い市民参加機会の拡充

IV 協働のまちづくり

- 取組7 協働実践の共有
- 取組8 協働推進施策の推進
- 取組9 事業者等との協働の推進

V 区民会議の充実

- 取組10 区民会議の情報発信の推進
- 取組11 区民会議と関係団体との連携の推進
- 取組12 開かれた区民会議の推進

【第1期・第2期自治推進委員会の提言と「第2次推進プラン」の取組項目との関係】



第1期自治推進委員会
「市民自治の推進に向けた
10の提言」



第2期自治推進委員会
「参加と協働の推進に向けた
8の提言」

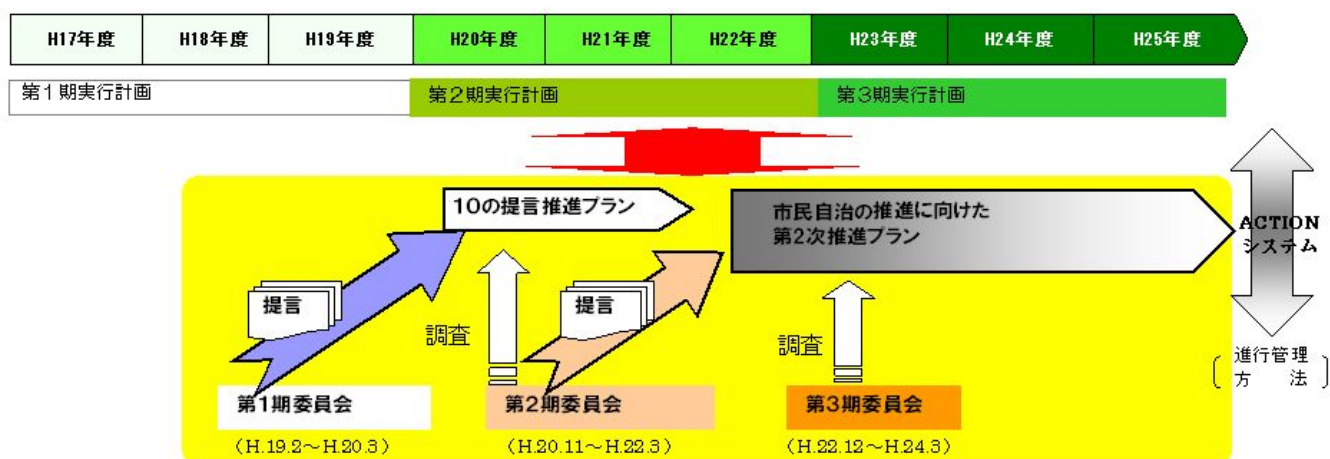
4 「第2次推進プラン」の推進にあたって

第1期及び第2期自治推進委員会の提言の具現化に向けた取組は、全庁的に行う必要があることから、今後、市民自治の推進に向け、「第2次推進プラン」の内容について、庁内横断的な会議等を活用して、周知を図っていきます。

また、本プランに掲載した取組項目の進捗状況については、新総合計画の実行計画の進行管理ツールである「川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検及び施策評価）」を活用するとともに、進捗状況の調査を行い、効率的で着実な進捗状況の把握に務め、市民自治の推進に向けた取組を進めていきます。

本プランの計画期間については、「川崎再生ACTIONシステム」を活用することから、第3期実行計画期間（平成23～25年度）とし、総合企画局自治政策部において進行管理を行うこととします。

【第2次推進プランの進行管理】



第2章 第1期自治推進委員会からの提言に基づく 「10の提言推進プラン」の取組状況

第1期自治推進委員会からの提言が、その後どのように市の取組に反映されているかを把握するため、主に平成20年度及び21年度における取組状況を調査しました。

その結果、第1期委員会の提言に基づく取組が着実に進んでいることが確認されました。各提言を受けた取組状況は次のとおりです。

総合的な自治の醸成

提言1 自治に向き合う職員の育成

取組目標	自治に向き合う職員を育成する
取組内容	●第2次局別人材育成計画の策定 ●人材育成基本計画の周知 階層別研修、評価者研修 ●自治基本条例に関する研修を実施 新規採用職員研修、若手職員研修 ●NPO法人への派遣研修を実施
取組結果	●階層別研修やNPO法人への派遣研修など様々な機会を通じて、自治に向き合う職員の育成に努めた (主な実績) ○平成21年3月、第2次局別人材育成計画を策定 ○階層別研修(新規採用職員、中堅職員、技能・業務職員)、評価者研修において人材育成基本計画を周知(平成21年度、合計3,737人) ○自治基本条例に関する研修を実施 新規採用職員研修「協働のまちづくり」参加421人 若手職員研修「自治に向き合う職員とは」参加179人 ○市職員のNPO法人への派遣研修を実施 平成20年度6団体7人派遣、平成21年度5団体9人派遣

提言2 自治意識の醸成

取組目標	市民の自治意識の醸成を図る
取組内容	●自治基本条例の周知 自治基本条例パンフレットの改訂 自治基本条例DVDの制作 市民アンケートの実施(区民会議・自治基本条例) ●自治の取組を考えるきっかけづくり 「市民自治創造・かわさきフォーラム」及び「かわさき自治推進フォーラム」を開催 ●子どもの自治意識を育む環境整備 自治基本条例キッズページの開設
取組結果	●自治基本条例パンフレットを活用するとともに「かわさき自治推進フォーラム」など様々な機会を通じて、市民の自治意識の醸成を図った (主な実績) ○自治基本条例パンフレットを市内町内会・自治会を通じて全戸回覧(平成21年度、671カ所) ○市民アンケートの実施(区民会議：平成20年度、自治基本条例：平成21年度) 区民会議の認知度19.5%、自治基本条例の認知度15.2% ○「かわさき自治推進フォーラム2010」(平成21年度、参加743人)

協働のまちづくり

提言 3 協働実践の共有

取組目標	協働型事業の取組を推進する
取組内容	●協働型事業の実施 市民活動団体との協働型事業を実施、事例集を作成、ホームページに掲載 ●協働型事業のルールに関する説明会 市民向け説明会、職員向け説明会を開催
取組結果	●市民説明会などを通じて協働型事業のルールの周知を図り、市民活動団体との協働型事業の取組を推進した (主な実績) ○市民活動団体との協働型事業を実施 平成 20 年度 86 事業、平成 21 年度 87 事業 ○協働型事業のルールに関する説明会 平成 20 年度 市民説明会 2 回開催 34 人参加、職員説明会 2 回開催 65 人参加 平成 21 年度 市民説明会 5 回開催 72 人参加、職員説明会 2 回開催 56 人参加

提言 4 協働推進施策の整備

取組目標	協働の推進を図るための施策を整備する
取組内容	●協働推進窓口の設置 ●各区市民活動支援コーナーの充実 ●協働型の市民提案型事業を実施
取組結果	●市民との協働の推進を図るため、協働推進窓口を設置するなど、様々な施策を整備した (主な実績) ○平成 20 年 7 月、市民・こども局に「協働推進窓口」を設置 ○市民・利用団体の意見をもとに、各区市民活動支援コーナーの設備等の機能拡充を図った ○平成 21 年度から全ての区において、市民提案型事業を実施



自治基本条例 DVD の制作
(平成 21 年度)

提言５ 政策形成過程の情報共有の推進

取組目標	政策形成過程における情報提供を推進する
取組内容	●重要な政策課題の説明会 タウンミーティングの開催 ●パブリックコメント手続制度の庁内周知 庁内研修会の実施
取組結果	●各局区において、個々の事業を進める過程で、それぞれの事案にあった時期・手法を考慮しながら、政策形成過程における情報共有を図った (主な実績) ○タウンミーティングの開催 平成 20 年度 CC かわさき環境ミーティング 3 回開催 560 人参加 平成 21 年度 CC かわさき環境ミーティング 3 回開催 580 人参加 ○パブリックコメント手続制度の庁内周知 庁内研修会の実施 平成 21 年度 2 回実施 107 人参加 ○パブリックコメント手続運営状況 平成 20 年度:54 件、意見数 3,239 件 平成 21 年度:45 件、意見数 2,251 件

提言６ ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

取組目標	各種広報媒体の特性を活かした情報発信を進める
取組内容	●各種情報媒体の特性を活かした戦略的な情報発信 市政だより、ホームページ、タウン誌、フリーペーパー、民間情報誌、テレビ、ラジオ、河川情報掲示板などの広報媒体を活用
取組結果	●各種広報媒体の特性を活かし、必要な人に必要な情報が届くように戦略的な情報発信を展開した (主な実績) ○インターネットを通じた戦略的な情報発信（主なもの） 外国人市民向けメルマガ「インターコムかわさきく」（川崎区、平成 21 年度創刊） 高齢者向け「ますます元気なかはら」（中原区、平成 22 年度開設） こども向け「なかはらっこひろば」（中原区・教育委員会、平成 21 年度開設） メルマガ「かわさきの農業」（経済労働局、平成 20 年度創刊） インターネット議会中継の区役所モニターへの配信（議会局、平成 20 年度開始）

提言７ 情報コンシェルジュ機能の充実

取組目標	市政情報を分かりやすく提供する案内機能を整備する
取組内容	●ホームページの機能強化に向けた検討 ●総合コンタクトセンターの周知 ●FAQの充実
取組結果	●ホームページにおいて新しい検索システムの導入に向けた検討を行った ●総合コンタクトセンターに「情報コンシェルジュ」の機能を持たせるようFAQの充実を図った (主な実績) ○ホームページの機能強化に向けて、ユーザビリティ向上のための検索機能の充実とアクセシビリティ向上のための専用ソフト導入に向けた検討を実施 ○サンキューコールかわさきの問い合わせ件数 平成 20 年度:33,591 件、平成 21 年度:39,310 件 ○FAQの充実 平成 20 年度:1,815 件、平成 21 年度:1,874 件

区民会議

提言 8 区民会議の情報発信の推進

取組目標	区民会議の取組を発信することにより、区民と区民会議との情報共有を図る
取組内容	●多様な広報媒体を活用して区民会議の取組を発信 市政だより、ホームページ、区民会議だより、フォーラムの開催等 ●区の地域特性に合わせた広報の展開 団体推薦委員の出身母体を活用した周知、地域ポータルサイトの活用、出前フォーラムの開催等
取組結果	●「区民会議ニュース」など様々な広報媒体を活用し、区民と区民会議との情報共有を図った (主な実績) ○区内のイベント等で区民会議の取組を報告(川崎区・中原区) ○地域団体会合での報告(高津区) ○イベント等で広報用チラシの配布(高津区) ○出前報告会(フォーラム)の実施(高津区ほか) ○提言の内容を区役所1階に展示(多摩区) ○「区民会議ニュース」など広報誌を全ての町内会・自治会で回覧(川崎区、中原区、高津区、宮前区、麻生区)

提言 9 区民会議と関係団体との連携の推進

取組目標	地域課題の解決に向け、関係団体との連携や取組を推進する
取組内容	●地域課題の解決策に向け、区民会議委員の出身母体など様々な団体が連携して解決にあたるよう事務局がコーディネート機能を果たす
取組結果	●区民会議で調査審議した地域課題の解決に向け、区民会議委員の出身母体など様々な団体が連携して課題解決にあたった (主な実績) ○「環境の広場展」の開催(川崎区) ○区内23カ所の避難所で避難所運営会議を順次立ち上げ、効果的な運営体制づくりを進めた。(幸区) ○放置自転車対策の実施(中原区) ○「防災座談会」の開催(高津区) ○公園体操の参加者拡大(宮前区) ○「こどもの外遊び事業」の実施(多摩区) ○川崎・しんゆり芸術祭の開催に伴う「美化清掃活動」の実施(麻生区)

提言 10 各区区民会議の交流の推進

取組目標	区民会議委員同士の情報交換や連携など交流を推進する
取組内容	●各区区民会議委員が互いの取組状況、運営方法、課題等について意見・情報交換を行い、相互の連携を深めるための「区民会議交流会」を実施する
取組結果	●各区区民会議委員同士の交流、連携を図る「区民会議交流会」を実施した (主な実績) ○平成21年度 区民会議交流会を実施(中原市民館) 各区区民会議委員(各3人)が参加し、「地域課題の把握方法」「区民会議提言の実現」「第3期区民会議に向けて」をテーマに意見交換を行った。

第3章 「第2次推進プラン」の取組方向

I

総合的な自治の醸成

取組1 自治に向き合う職員の育成

(1) 提言内容

《第1期委員会提言1 自治に向き合う職員の育成》

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、職員一人ひとりがその理念を十分に理解し、“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められています。こうしたことから、座学研修に加えて、OJT（職場研修）による実践の場を活用した人材育成に取り組むことや、区役所をはじめとした市民との協働の第一線の部署に配属することなどについて提言がありました。

《第2期委員会提言6 参加をコーディネートする行政職員の育成》

市民ニーズをくみ取りつつ実現性の高い計画等を策定するためには、参加の場での市民意見を調整し会議運営を円滑に進めるファシリテート能力と、どのような場合にどのような参加が必要なのかを適切に判断し、参加の手続きや場を企画・設計するとともに、参加の結果を施策等へ反映するコーディネート能力を備えた職員を育成する必要があります。そのためには、職員が参加の場における経験を積む機会を得られるよう、区役所をはじめとした参加の現場への配属を引き続き積極的に実施することや、参加の場の企画・運営を担えるような研修プログラムの充実を図ること、さらに、参加プロセスの組み立て、参加に係る会議運営・委員構成、市民意見の反映方法などの経験知をなるべく形で表すなど、参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していくような取組の必要性について提言がありました。

(2) これまでの取組

平成19年6月に、第2次人材育成基本計画を策定し、「市民との協働の担い手となる職員」をめざすべき職員像の一つとして掲げるとともに、平成21年3月には第2次局別人材育成計画を策定し、実践の場を通じた人材育成を中心に、総務局人材育成課や外部研修機関における市民自治や市民活動に関連する研修の実施や派遣など、各々の計画に基づく取組を進めてきました。

また、総務局人材育成課では、市民自治や市民活動をテーマとした研修や自治の担い手として必要となるスキルを身につける特別研修等、市民自治にかかわる研修を実施してきました²。

² 階層別研修（新規採用職員研修、若手職員研修等）における市民自治や市民活動をテーマとした研修や、特別研修（平成21年度：スキルアップ研修「ファシリテーションと協働力」）、市民活動団体代表者等を講師とした研修（平成21年度：新規採用職員研修、若手職員研修）、NPO法人への派遣研修（平成20年度：6団体へ7人、平成21年度：5団体へ9人派遣）などがあります。また、市町村研修センターが実施する研修への派遣（平成21年度：「住民との協働」）も実施しました。

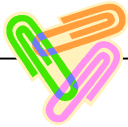
(3) 今後の取組

今後、改訂が予定されている人材育成基本計画及び局別人材育成計画に基づき、引き続き、職場が基点となる実践の場を活用した人材育成を進めるとともに、参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していく取組を行います。

また、引き続き総務局人材育成課では、市民自治にかかわるテーマを設定した研修の充実を図り、自治に向き合う職員の育成に取り組むとともに、各局区においては、総務局人材育成課や外部研修機関が行う研修への派遣を行います。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
人材育成基本計画の取組 【81108015】	あらゆる機会を活用して「めざすべき職員像」等の周知を図り、人材育成を着実に推進します。 【具体的な取組】 ●第2次川崎市人材育成基本計画に基づく人材育成の推進 ●次期川崎市人材育成基本計画の策定（H23年度） ●次期川崎市人材育成基本計画に基づく人材育成の推進 ●階層別研修や評価者研修等におけるめざすべき職員像の周知	総務局
局別人材育成計画の取組	各局において人材育成計画に基づき、きめ細やかな人材育成を推進します。 【具体的な取組】 ●次期局別人材育成基本計画の策定（H24年度） ●次期局別人材育成基本計画に基づく人材育成の推進	各局区
研修による人材育成 【81109010】	自治基本条例の理念を踏まえた多様な研修メニューの実施を通じて市民との協働の担い手としての人材の育成を図ります。 【具体的な取組】 ●市民自治にかかわるテーマを設定した階層別研修や特別研修の実施 ●人材育成課や外部研修機関が実施する研修講座などへの派遣	総務局 各局区
派遣研修による人材育成 【81109010】	市民活動を体験する NPO 法人への派遣研修を通じて幅広い視野を持った人材の育成を図ります。 【具体的な取組】 ●NPO 法人派遣研修の充実	総務局
実践の場を活用した人材育成 【81108010】	人材育成・活用、組織の活性化及び公務能率の向上を図るため、適材適所の人事配置に取り組みます。また、人材育成の観点から異なる職務分野をバランスよく経験させるような人事配置に取り組みます。 【具体的な取組】 ●異なる職務分野をバランスよく経験させるジョブローテーションの推進 ●専門性、専任性を重視した人事コースの整備	各局区
参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していくような取組	計画等の策定や事業実施等を通じて獲得したノウハウを組織間で共有できるような取組を進めます。 【具体的な取組】 ●計画等の策定過程や事業実施等を通じた市民参加の場の経験に関する情報共有や研修の実施	各局区



局区での人材育成の取組例

平成 21 年 3 月に第 2 次局別人材育成計画を策定し、実践の場を通じた人材育成を中心に、局区ごとに人材育成の取組が進められています。

ここでは、本プラン策定にあたって実施した調査結果から、第 2 期自治推進委員会提言にかかる局区での取組状況を紹介します。

●市民・こども局の例

〔研修による人材育成〕

- ・ 局人材育成計画に基づき、職員ニーズと市民ニーズに合わせ、民間企業や N P O 等から外部講師を招いた局内研修を企画実施

〔実践の場を活用した人材育成〕

- ・ 若手職員が様々な部署で能力開発ができるよう局間異動や局内異動（本庁と事業所間異動）などの人事異動を実施し、中堅職員にはその蓄積された能力を効果的に発揮できるような人事異動を実施

〔参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していくような取組〕

- ・ 第 2 次市民・こども局人材育成計画に基づき、局内の各所属の業務を理解し、部署間連携や職場環境の向上を目的とした各種研修の実施

●幸区の例

〔研修による人材育成〕

- ・ 第 3 次幸区人材育成計画の策定に合わせた、職員のファシリテート、コーディネート能力等に係る研修プログラムを検討

〔実践の場を活用した人材育成〕

- ・ 普段の仕事の機会を通じた、前任職員からの事務引継ぎや業務指導又は助言するなどの方法による職員の育成

〔参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していくような取組〕

- ・ 第 3 期実行計画（区計画）策定過程における区役所若手職員の参加と、区民説明会での説明に向けた資料作成等の区計画策定担当課職員と連携した取組
- ・ 普段の仕事の機会を通じて、担当職員から担当以外の職員（事務補助者含む。）に対して、各職場又は関係課単位で公務が行えるよう、参加の場でのノウハウの継承と組織間での情報共有

取組2 自治意識の醸成

(1) 提言内容

《第1期委員会提言2 自治意識の醸成》

市民自治を推進していくためには、市民が地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなど、市民が自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成のための環境整備に取り組むことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

自治基本条例の施行後、自治基本条例の理念の推進などを目的とする「かわさき自治推進フォーラム」の開催をはじめ、条例のパンフレットの改訂・配布、出前講座の実施、「成人の日を祝うつどい」での周知、ホームページによる情報発信などを行うことに加え、条例の理念などを解説するDVDを制作し、条例の基本理念やこれまでの取組を分かりやすく説明するなどの取組を行ってきました。

さらに、自治基本条例及び区民会議の認知度について「かわさき市民アンケート」において調査を実施しました。

各局区においては、市民と協働で実施するイベント等を通じて自治を体験してもらうなど自治意識を醸成していくための取組を行ってきました。

なかでも、教育文化会館・市民館等では、地域や社会の課題などの解決に向けた学習の場としての市民自主学級³、地域の特性に応じた生涯学習・文化の振興等をめざす市民自主企画事業⁴を、市民からの提案をもとに、市民と行政の協働により実施しています。

また、子どもたちは将来の自治を担う人材として期待されることから、学齢期の子どもたちが自治やまちづくりにかかわるきっかけとして、「まちは友だち！」（まちづくり局）、「財政読本」（財政局）などの副読本等に条例の考え方を掲載するなど、自治意識を育み、行政や地域、まちづくりへの関心を高める取組を行っています。

(3) 今後の取組

平成21年度に実施した「かわさき市民アンケート」では、自治基本条例を「知っている」との回答は15.2パーセントとなっており、様々な機会を捉えた条例の周知が必要です。

今後は、自治基本条例のパンフレットやDVDを活用し、引き続き、条例の基本理念や条例に規定する制度やしくみなどについて周知を図り、認知度を高めるための取組を進めます。

また、自治意識の醸成につながるような講座、イベント等の実施など、地域人材の発掘・育成につながる環境づくりに取り組みます。

³ 市民自主学級とは、教育文化会館・市民館等において、地域や社会の課題などの解決に向けて、市民の提案をもとに市民と行政の協働によりつくり上げる学級で、多様なテーマを取り上げながら市民の学び合いの場として実施しています。（平成20年度：50学級、21年度：44学級開設）

⁴ 市民自主企画事業とは、教育文化会館・市民館等において、地域の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や様々な世代・立場の市民の交流等に向けて、市民の提案をもとに市民と行政の協働によりつくり上げる多様な形態の学習事業で、多様なテーマを取り上げながら市民の学び合いの場として実施しています。（平成20年度：76事業、21年度：90事業実施）

さらに、引き続き副読本等を活用するなど、子どもの自治意識を育む環境整備に取り組みます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
自治基本条例の周知 【71101000】	市民自治を推進するために自治基本条例の周知に取り組みます。 【具体的な取組】 ●自治基本条例パンフレットや DVD を活用した条例の周知 ●出前講座の実施 ●市民アンケートの実施（自治基本条例、区民会議） ●かわさき自治推進フォーラムの開催	総合企画局
自治の担い手につながる きっかけづくり	市民が自治の取組を考え、実践につなげるきっかけとなるような様々な取組を進めます。 【具体的な取組】 ●市民との協働による各種イベント等の開催 ●市民活動を推進するための研修や講座の実施 ●自治に関する制度についての周知 市民と協働で実施する主なイベント・講座等の例 ・かわさき自治推進フォーラム〔総合企画局〕 ・かわさきボランティア・市民活動フェア〔市民・こども局〕 ・かわさきコンパクトフォーラム〔環境局〕 ・かわさき多摩川博（シンポジウムなど）〔建設緑政局〕 ・市民活動交流フェスティバル〔川崎区〕 ・幸まちづくりフォーラム、さいわい区民フォーラム〔幸区〕 ・なかはらっぱ祭り〔中原区〕 ・市民活動見本市〔高津区〕 ・みやまえ区民フォーラム〔宮前区〕 ・たまサロン、まちづくり活動発表会（まちカツ!）〔多摩区〕 ・「目指せ！アクティブシニア達のセミナー」〔麻生区〕 ・市民自主学級・市民自主企画事業〔教育委員会〕	各局区
子どもの自治意識を育む 環境整備 【71101000】	将来の自治の担い手となる子どもたちに向けて身近な自治の学習に役立つ取組を進めます。 【具体的な取組】 ●「WEB 自治基本条例」キッズページの運営 ●副読本等を活用した学習支援	総合企画局 財政局 まちづくり 局 教育委員会

取組３ 政策形成過程の情報共有の実践

(1) 提言内容

（第1期委員会提言5）政策形成過程の情報共有の実践）

自治基本条例第6条において、市民の権利として、「市政に関する情報を知ること」や「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」を保障することが規定されています。

この規定を踏まえ、政策の形成、執行及び評価の各過程における市民参加を推進していくため、早期の段階の情報提供を行うことのリスクを考慮した上で政策形成過程における情報についても積極的に提供していくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

これまで市は、情報公開制度等を中心とした情報提供や、市政だより、ホームページなどの広報媒体、マスメディアを活用した情報発信、総合コンタクトセンター⁵等を活用した情報提供により、市民との情報共有を図ってきました。

ホームページでは、例規集や要綱集をはじめ、契約情報、財政情報といった各種施策情報等について積極的な情報提供を進めてきましたが、特に、要綱・要領等については、政令指定都市で初めて一覧形式で公表しており、行政運営の透明性の向上に努めてきました。

このように情報共有のための取組は積極的に行っていますが、さらに、市民の政策の形成過程における参加を推進していくという観点から、住民説明会やタウンミーティングなどの手法に加え、パブリックコメント手続制度⁶を運用しています。当該制度では、意見募集の際に市民が意見を出しやすいように関連資料や情報を提供することが義務付けられており、政策形成過程の情報共有として、行政が責任を持って迅速に情報提供をするしくみの一つとして実施しています。

●政策形成過程における情報提供の主な取組例

- 「第3期実行計画」・「新たな行財政改革プラン」策定における、市政だより特別号の発行やタウンミーティングの開催〔総務局・総合企画局〕
- 第3期実行計画（区計画）策定における、関係団体等を中心とした区民説明及び意見聴取の実施〔各区〕
- 市政だより区版特別号を活用した情報提供〔各区〕
- 「かわさき教育プラン第3期実行計画」策定における、パブリックコメント手続の実施及びPTAなどへの出前説明会の開催〔教育委員会〕

⁵ 川崎市総合コンタクトセンター（愛称：サンキューコールかわさき）は市民等からの電話、電子メール、FAX及び手紙による市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情、相談、予約申込み等を一元的に対応する窓口をい、平成18年4月から本格運用されています。

⁶ 政策等の策定過程への市民参加を推進すること等を目的として、市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度のことで、自治基本条例第30条に基づき、平成19年4月にパブリックコメント手続条例が施行されました。

(3) 今後の取組

政策形成過程の情報提供については、個々の情報の内容を考慮し、市民への情報提供の時期、提供方法の選択、分かりやすい情報の提供など、引き続き効果的な情報提供を推進していきます。

パブリックコメント手続については、庁内外への制度周知や意見募集の広報の充実を図ります。また、タウンミーティングや住民説明会など様々な機会を活用して政策形成過程における市民への適切な情報提供を行っていきます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
政策形成過程における情報提供の充実	様々な機会を活用して市民の政策形成過程における情報提供の充実を図ります。 【具体的な取組】 ●政策的に重要な事項について適宜タウンミーティングを開催 ●住民生活に影響を及ぼす事業について適宜住民説明会を開催 ●市政だより特別号や区版特別号等を活用した情報提供	各局区
パブリックコメント手続制度の周知 【73201500】	庁内外に対してパブリックコメント手続制度の周知を図ります。 【具体的な取組】 ●職員研修等における職員への制度周知 ●パンフレット等による制度周知	総務局
パブリックコメント手続制度による意見募集 【73201500】	市民が意見を出しやすいように、環境整備を図るとともに意見募集の広報の充実を図ります。 【具体的な取組】 ●運用についての庁内検討会の開催及び検討結果の手引きへの反映 ●意見募集について市のホームページへの掲載並びに情報プラザ等への意見募集資料の備え置き ●多様な媒体による意見募集の広報	総務局

取組４ ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

(1) 提言内容

(第1期委員会提言6) ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築)

行政情報の発信手法として、「市政だより」は広く市民に認知されていますが、そのほかに、ホームページやメールマガジンなども情報量や迅速性などにおいて紙媒体を補完し、様々な市民に確実に情報を届ける媒体として活用されています。

このような市民全体を対象とした広報と併せ、情報を届けたい相手側の特性を踏まえた上で、様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信の手法等を構築していくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

市政だよりを中心にホームページ、メールマガジン、テレビやラジオなど多様な媒体を活用した広報と併せ、民間のポータルサイトと提携した地域ポータルサイト⁷による情報発信により、民間の情報と行政の情報が一緒に閲覧できるなど市民が効率よく情報収集できるよう利便性を図ってきました。

また、記者会見や報道関係への記事掲載依頼、個別の取材対応による市政情報の提供、ホームページによる報道発表資料の公表など、マスコミを活用した効果的な情報発信に努めています。

ターゲットを見据えた情報発信の具体的な取組事例としては、紙媒体の子育て情報ガイドブックを出生届時・転入時等に手渡すとともにタイムリーな情報をホームページなどで発信するなど、情報を届けたい相手側の特性を踏まえつつ各々の広報媒体の特性を活かした、効果的な情報発信の取組が行われています。

●各局区の主な取組例

実施局区	取組内容（H22年度の例）
経済労働局	●登録者へのメールマガジン「メルマガ版『かわさきの農業』」を通じ、農業イベント等の広報を行うとともに、登録者数の拡大を目指し各種イベント等でメルマガ会員募集チラシを配布
環境局	●CC 川崎エコ会議ホームページの運営管理及びメールマガジンを通じた情報発信
健康福祉局	●新型インフルエンザ予防接種に関する情報や注意喚起を随時配信するとともに、流行状況については感染症担当のページで毎週配信
建設緑政局	●二ヶ領用水竣工 400 年記念事業など、イベントなどの開催、募集、報告などの情報をホームページにて随時更新するとともにチラシやパンフレット等を配布
川崎区	●ホームページの情報発信の充実を図るため、ホームページの改修、職員向けにホームページ作成研修を実施 ●外国人市民向けに地域情報、行政情報などを英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の5カ国語版に翻訳するほか、「やさしい日本語」版を作成し、携帯電話向けのメールマガジン（メルマガ）「インターコムかわさきく」として配信
幸区	●区内の主要な子ども関連施設において、紙媒体で「お散歩に行こうね」を配布するとともに、子どもに関する情報について、区ホームページに「幸区こども・子育て情報」や「さいわいこどもページ」を開設し、情報発信

⁷ 民間事業者と協定を結んで立ち上げた宮前区の地域ポータルサイト「みやまえぼーたろう」や、民間4社のポータルサイトと提携した全市版の地域ポータルサイトがあります。また、平成21年度には、消費者行政センター、かわさきマイスター（いずれも経済労働局所管）のホームページにおいて、民間ポータルサイト事業者との連携による情報提供の取組がありました。

実施局区	取組内容（H22年度の例）
中原区	●区ホームページによる情報発信の充実 ●こどもや外国人など、漢字を使ったページが分かりにくい方に向けて、区や区役所の仕事を「やさしい日本語」で分かりやすく紹介するホームページの製作 ●子育て情報ガイドブックを改訂し、出生届時・転入時等に配布。子育て情報紙「子ネット通信」を子どもが集まる主要施設に配布するほか、子育て支援関係チラシを作成配布 ●ホームページでの乳幼児期向け「このゆびとーまれ」と学齢期向け「なかはらっこ広場」によるタイムリーな情報発信
高津区	●市政だより区版、区ホームページを活用した効果的かつ効率的な情報発信 ●モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供
宮前区	●市政だより区版、区ホームページと区地域ポータルサイト「みやまえぼーたろう」とのシステム連携による効果的、効率的な官民情報の発信 ●子育て関連ページの充実など、区ホームページの充実
多摩区	●子育てを支援するため、「多摩区子育てBOOK」を母子健康手帳交付者などに配布。子ども・子育てに関する制度紹介や地域情報、イベント等のカレンダーを盛り込んだ「多摩区子育てWEB」を地域子育てネットワークと協働で発信
麻生区	●登録者へのメールマガジンの送信、子ども用麻生区ホームページ「きっずページ」、外国人を対象とした「やさしい日本語」による情報発信 ●庁内プロジェクトチームによる広報力強化

(3) 今後の取組

各種広報媒体の特性を活かし、必要な人に必要な情報が届くようターゲットに合わせた発信方法として、市政だより、テレビ、ラジオのほか、民間の情報誌、フリーペーパー、フリーマガジンなどを活用し、特定の読者層に向けて発信するような戦略的な情報発信を進めていくとともに、情報を届けたい人が日ごろどのような媒体を利用しているのかを考慮し、媒体を複合的に活用した効果的な情報発信に努めていきます。また、ホームページについては、内容の充実とあわせ、出産、教育、健康などの必要な情報を容易に入手できるよう利便性を高めるとともに、高齢者、外国人など様々な方の利用を含めた改善を行っていきます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
ターゲットを見据えた複合的な情報発信 【73101020】	効果的な情報提供が可能となるよう、各媒体の特性を活かした情報発信を行います。 【具体的な取組】 ●各媒体の特性を活かした効果的な情報発信 ●市政だより、広報誌、ホームページ、モバイルかわさき、メールニュースかわさき、テレビ・ラジオなどの広報媒体での市政情報の提供・拡充	各局区 市民・こども局
インターネットサイト等の活用	必要な人に必要な情報を提供するために、市ホームページ等の掲載内容の充実を図ります。 【具体的な取組】 ●ホームページやメールマガジン等による情報発信の充実	各局区
戦略的な広報スキルの向上 【61501010】	戦略的な情報発信のために職員を対象に研修等を実施します。 【具体的な取組】 ●戦略的な情報発信のための、職員を対象とした研修の実施 ●ホームページ作成研修等広報スキルの向上に向けた研修の実施	市民・こども局 各局区

取組5 情報コンシェルジュ機能の充実

(1) 提言内容

《第1期委員会提言7 情報コンシェルジュ機能の充実》

市政に関する情報は膨大かつ様々な分野に渡っており、まずは市民にとって分りやすく体系的に整理されている必要があります。

市民が必要とする情報はいつでもどこでも受け取れるような環境整備を図ることが求められており、市のホームページを活用して体系的な整理をして提供するとともに、行政情報以外にも可能な限り、市民が必要とする情報まで案内する「情報コンシェルジュ（案内人）」のような機能を総合コンタクトセンター等に持たせることについて提言がありました。

(2) これまでの取組

市では情報提供の総合窓口として、ホームページと総合コンタクトセンターの整備を行ってきました。

ホームページ（トップページ）では、入口を市民向け、事業者向け、市外からの来訪者向けに分け、内容を分野別、組織別などに分類し、異なる切り口からでも情報を探ることができるよう、体系的に情報を整理するとともにキーワードによる検索機能を強化し、必要な情報を簡単に得られることを可能としています。また、FAQ（よくある質問と回答）をホームページで掲載し、一般的な問い合わせについては、利用者が自己解決できるようにしています。

総合コンタクトセンターでは、イベントや施設利用に関する情報の提供、市の制度や手続等に関する問い合わせへの回答、市政への意見の受付などを一元化することによるワンストップサービスの実現と、市民の利便性と満足度の向上を図るため、平成18年4月から、電話、FAX、電子メール等に、午前8時から午後9時まで、年中無休で対応しています。また、情報提供の総合窓口の一元化の取組として、本庁舎代表電話と各区役所の総合案内電話を順次総合コンタクトセンターに統合してきました。⁸

また、多摩区では、多摩区区民会議（第1期）の提言を踏まえ、市民活動団体の情報を発信することにより、市民活動団体のネットワークを形成し、情報コンシェルジュへつながる「区民活動情報ひろばマップ」を平成21年度に作成しました。

(3) 今後の取組

ホームページにおいては、さらに見やすく分かりやすいページづくりを進めるとともに、市民が知りたい情報へ迅速にたどりつけるよう情報分類の見直しを図っていく必要があります。また、アクセシビリティ（高齢者・障害者を含む誰もが支障なく利用できるかどうかも含めたアクセスのしやすさ）、ユーザビリティ（使いやすさ）に配慮したコンテンツの製作についても引き続き推進します。

さらに、ホームページの全面リニューアルに向けて、職員ヒアリング、市民アンケート等を行いながら、関係機関との調整を進めます。

⁸ 各区役所の総合案内電話への統合については、幸区、麻生区については平成20年度に実施し、高津区、宮前区、多摩区は平成22年度に実施しました。

総合コンタクトセンターにおいては、引き続き、各区役所の総合案内電話を順次総合コンタクトセンターに統合していきます。

さらに、当該センターにおいて、「情報コンシェルジュ（案内人）」としての機能を果たせるよう、FAQ、対応マニュアル等の充実を図り市民への回答の質を向上させるとともに、行政情報以外も含め、市民が必要とする情報にたどり着くための手助けができるように可能な限り案内を行います。

総合コンタクトセンターの利用頻度は、年々増加の傾向にありますが、引き続き市民への周知を図るとともに、市外からの転入者への当該制度周知にも努めていきます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
ホームページにおける機能充実 【73101020】 【96100070】	情報共有による自治運営を図るため、利用者が探している情報に迷うことなくたどり着くことができるようなホームページの改善を図り、市政情報を市民に分かりやすく提供します。 【具体的な取組】 ●アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮したホームページへのリニューアルに向けた検討 ●改正JISへの対応 ●情報分類の見直し ●区ホームページの充実、市全体での統一感あるページへの調整	市民・こども局 各区
総合コンタクトセンターの機能充実 【73201010】	情報のワンストップサービス（窓口の一元化）の実現化を図るため、総合コンタクトセンター（サンキューコールかわさき）の機能の充実を図ります。 【具体的な取組】 ●各区役所の総合案内電話の順次統合 ●FAQ、対応マニュアルの充実 ●総合コンタクトセンターのPR	総務局

取組6 質の高い市民参加機会の拡充

(1) 提言内容

- 《第2期委員会提言1》「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充》
 《第2期委員会提言2》新しい参加手法の検討》
 《第2期委員会提言3》地域の意見を反映できる参加の組み立て》
 《第2期委員会提言5》多様な参加機会の拡充》

自治基本条例では、市民参加の手法として第29条の「審議会等の市民委員の公募」、第30条の「パブリックコメント手続」及び第31条の「住民投票制度」が規定され、また、第28条では、「多様な参加の機会の整備等」について規定されています。

今後、市民参加を進めるにあたっては、「審議会等の市民委員の公募」、「審議会等における審議」、「パブリックコメント手続」といった条例に規定されている参加をとり入れるだけにとどまらない、より高い水準の参加を進めるための取組を進めることについて提言がありました。

なお、自治推進委員会報告書では市民生活に密接に関わる行政計画、条例、施設整備（以下「計画等」という。）の策定・執行（執行状況の管理）・評価の過程における望ましい参加の在り方について、より高い水準の目指すべき目標として「参加のスタンダード」⁹を示しており、計画等の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら効果的な市民参加を進めていく必要があることや、参加プロセスをより望ましいものとする重要な要素として、次の内容について提言がありました。

〔参加プロセスをより望ましいものとするための取組についての提言内容〕

- 無作為抽出された市民による討議などの新しい参加手法の検討や、既存の参加においても創意工夫を図ること
- できる限り地域の意見を尊重するとともに、計画等によってかわりをもつ人や影響を受ける人たちの分析を行いながら適切な参加を組み立て、意見を聴取する対象のバランス等の配慮や、地域の実情をよく把握している区・地域における意見を十分に組み込むなど、地域の意見を反映できる参加の組み立てを行うこと
- なるべく多くの市民が参加できるよう、パブリックコメント手続などの参加の手法について十分に周知するとともに、開催場所、開催時間、開催回数などを工夫するなど、一層の参加の裾野を広げ、市民の多様な参加機会を拡充していくこと

⁹ 第2期自治推進委員会提言で示された「参加のスタンダード（目指すべき水準）」は、市民生活に密接に関わる計画等を対象としており、計画等の事業内容や市民生活への影響度や実施のタイミングなど、事業の特性や様々な状況を考慮して参加をとり入れる必要があるとしました。

(2) これまでの取組

本市での審議会等に在籍する市民委員は平成 21 年度末現在、75 の委員会に 149 人おり、また、市民の生活にとって重要な政策等を定める際に市民の意見を募るパブリックコメント手続は平成 21 年度、45 件、2,224 の意見数がありました。

こうした自治基本条例に定められた制度・しくみなどを活用しつつ、ワークショップなどによる市民参加の場を設けるなど、本市では複数の参加手法を併用しながら計画等の策定を行っている例が数多くあります。

また、新総合計画策定時の委員会（平成 15 年 10 月～平成 17 年 3 月）や行財政改革委員会などで学識経験者と市民委員の委員会を別に設置して議論するなどの手法を取り入れた例もありました。

なお、平成 22 年度には、無作為抽出された市民による討議などの新しい参加手法についての庁内研究会を開催しました。

(3) 今後の取組

今後、市民生活に密接に関わる計画等の策定・執行（執行状況の管理）・評価の過程において、計画等の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら、条例に規定されている参加をとり入れるだけにとどまらず、より多くの市民意見を反映させるための事前アンケートや報告会など多様な機会を設け、質の高い市民参加機会を拡充していきます。

具体的には、各局区で今後予定されている計画等において、実施のタイミングやとり入れる手法についての的確な設計を行い、多様な参加機会を設けることで、市民参加の水準を高めていくとともに、取組事例について情報共有を図るなど、市民参加の拡充を図るための効果的な取組を進めます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
市民生活に密接に関わる計画等における市民参加の拡充	計画等の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら、多様な参加手法を用いて効果的な市民参加を推進します。 【具体的な取組】 ● 審議会等における市民委員の公募の一層の推進 ● パブリックコメント手続の的確な実施 ● アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査の実施 ● より多くの意見を反映させるための説明会などの開催 ● 新しい市民参加手法の実践に向けた調査・研究 ● 市民参加の拡充を図るための効果的な取組	各局区 総合企画局
地域における参加の促進	地域における意見が反映されるような参加のプロセスを組み立てるとともに、多様な参加機会に配慮し、市民参加を促進します。 【具体的な取組】 ● 各区区民会議の的確な運営 ● 区や地域ごとの懇談会やワークショップなど、地域の意見を反映できる参加の組み立て ● 開催場所、開催時間、開催回数などを工夫するなど、一層の参加の裾野を広げる、多様な参加機会の拡充	各局区

(参考) 第 2 期自治推進委員会提言で示された「参加のスタンダード(目指すべき水準)」

自治推進委員会提言では、より高い水準の参加を進めるために、市民生活に密接に関わる計画等を対象に、「参加を設計する際は事業の特性や様々な条件を考慮する必要がある。」としています。

<政策形成過程>

①事前調査【市民ニーズ把握のために】

アンケート調査、関係団体ヒアリング調査、プレイベントなどの開催

②審議会等における市民委員の公募（自治基本条例第 29 条）

※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成
※専門家と市民の認識差異に留意、場合により専門家部会と市民部会を分けて委員会構成
※情報共有を図るニュースレターの発行、ホームページの作成・公開など

③審議途中での意見聴取【より多くの意見を反映させるために】

中間報告会、説明会、ワークショップなどの開催
※誰でも参加できる中間報告会などで双方向のコミュニケーションが必要

④審議会等での素案の議論（29 条）

※公募の市民委員を含む審議会等の議論と中間報告の説明会等における意見を反映した素案の作成

⑤パブリックコメント手続の実施（30 条）

※パブリックコメント手続条例の要件に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施
※対象事案以外の場合も、できる限り意見聴取
※反映された内容と反映されない理由について、具体的な説明が必要

⑥素案の説明会【素案に対する意見を聴取するために】

市民に対する説明会などを開催
※出前説明会など多様な場所・時間で開催し、より多くの市民が参加できるように工夫

⑦審議会等での最終案の議論（29 条）

※公募の市民委員を含む審議会等の議論、パブリックコメント手続等で寄せられた意見を反映した最終案の策定

<執行過程>

①計画等の執行状況の管理に関わる審議会等における市民委員の公募（29 条）

※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成
※政策形成過程の参加が執行過程の参加へとつながるように留意

②市民意見の聴取【執行状況等に対する意見を聴取するために】

執行状況等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

<評価過程>

①計画等の執行状況の評価に関わる審議会等における市民委員の公募（29 条）

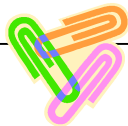
※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成
※進捗状況・事業実績等の定量評価だけでなく、参加の効果も評価の視点として考慮

②市民意見の聴取【実施結果に対する評価を聴取するために】

実施結果等について、満足度等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

自治基本条例に規定されている参加

「第 2 期自治推進委員会報告書」 p.61 から



「より高い水準の参加」をとり入れた主な取組事例

（平成 22 年度に策定作業を行っている事例から）

● 第 3 期川崎市地域福祉計画

中心となる策定年度	平成 22 年度
計画期間	平成 23～25 年度
策定に関わる審議会等の設置	第 3 期地域福祉計画策定委員会 （学識経験者、関係団体選出委員、公募市民委員で構成）
市民委員の公募	有（3 人）
パブリックコメント	有
地域における意見を反映できる参加の組立て	・各区 1 カ所、計 7 回の市民説明会（市計画＋区計画）の実施 ・区が主体となって「区計画」を策定 ※ 川崎市地域福祉計画は、市計画と区計画で構成されており、各区では、策定にあたっては、地域特性に合わせて、地域福祉に係る住民組織団体、グループから推薦された委員等で構成する委員会等を設置して内容を審議するほか、団体ヒアリング、地域懇談会など様々な市民参加の機会を設けています。また、計画のホームページを開設するなど策定経過についての情報提供も行っています。
多様な参加機会の拡充	・地域福祉実態調査（「地域の生活課題に関する調査」及び「地域福祉活動に関する調査」）の実施 ・策定委員会の委員募集を市政だより等で広報 ・ホームページで開催日時、場所を掲載し、公開で会議を開催 ・第 3 期地域福祉計画策定委員会での審議 ・社会福祉審議会への諮問、答申 ・計画策定、公表とシンポジウムの開催（平成 22 年度予定） ※「第 3 期地域福祉計画策定指針」（平成 21 年度策定）のなかで、真に市民の課題解決に行き届く政策の充実を目指し、あらゆる過程での市民参加の重要性を提示しています。

● 川崎市住宅基本計画（改定）

中心となる策定年度	平成 22 年度
計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度
策定に関わる審議会等の設置	川崎市住宅政策審議会 （学識経験者、事業者、公募市民委員等で構成）
市民委員の公募	有（3 人）
パブリックコメント	有
地域における意見を反映できる参加の組立て	・地域の意見を反映できるように、改定素案をホームページへ掲載するとともに、各区役所、各出張所、行政サービスコーナー等で配布 ・個別事業における市民、事業者等のアンケート・意向調査等を実施
多様な参加機会の拡充	改定素案の市民説明会を夜間に開催し、素案をホームページへ掲載するとともに、各区役所、各出張所、行政サービスコーナー等で配布し、パブリックコメント手続を実施する予定である。その際の広報は、市政だよりやホームページを活用し市民の参加の機会を確保する予定である。また、個別事業における市民、事業者等のアンケート・意向調査等を実施

取組 7 協働実践の共有

(1) 提言内容

(第1期委員会提言3) 協働実践の共有

協働型事業¹⁰の実践などを通して、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージの共有を図り、市民と市との間において、着実に共通認識を深めていくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

平成20年2月に「協働型事業のルール」を策定し、市民（市民活動団体等）、職員を対象に、「協働型事業のルール」に関する説明会を開催するなどして、「協働」に対する共通理解を深めています。

また、市で実施している協働型事業の情報を集約し、協働型事業一覧及び「協働型事業の事例集」を作成し、冊子・ホームページで公表することにより、職員だけでなく、市民に対しても情報の共有化を図っています。

さらに、各局区においても、協働型事業の実践を通して、お互いに協働への認識を深めています。

なお、「協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の推進が適切に図られているか、また、「協働型事業のルール」が協働型事業を推進する上で適切であるか等について「第4期市民活動推進委員会」の中で検証を行い、平成22年3月に報告書がまとめられました¹¹。

●各局区で実施されている主な協働型事業の例(平成22年度)

事業名	事業内容	行政所管課	団体名	事業形態
楽しく子育て@ふるいちば	親子(家族)で楽しめるように、「移動動物園」や「紙芝居」などのイベントを盛り込んだ事業を、未就学の乳幼児とその保護者を対象に実施する。	幸区役所 こども支援室	地域子育て支援センターふるいちばボランティア交流会	委託
多摩川エコミュージアムプラン推進事業(かわさき多摩川博等の開催)	多摩川エコミュージアムプラン推進に係る事業の企画・実施及びニヶ領せせらぎ館等の管理運営とプラン推進に必要な業務を行う。	建設緑政局 多摩川施策推進課	NPO法人 多摩川エコミュージアム	委託、共催
21世紀子どもサイエンス事業「ワクワドキドキ玉手箱」	学校・わくわくプラザ・こども文化センター・子ども会等で科学的実験ができる実験講座を開く。	教育委員会 青少年科学館	かわさきアトム工房	委託

¹⁰ 市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源(場、資金、人材等)を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施します。

¹¹ 第4期市民活動推進委員会報告書では、協働型事業が実施された1年目の結果を踏まえて、「協働型事業を拡げる」こと、「協働型事業を深める」ことを目的に、現状、効果、課題についてまとめています。

(3) 今後の取組

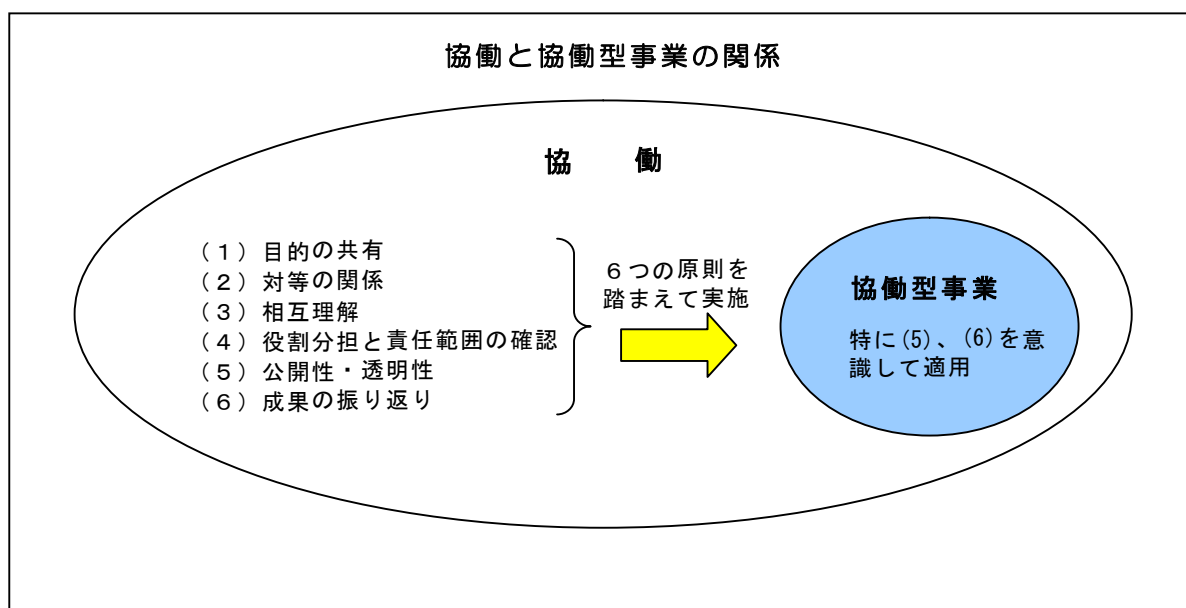
協働型事業の情報を収集し、事例集等を作成して、内容の更新・充実を図るとともに、「協働型事業のルール」を周知する機会を設けるなど、協働型事業に関する情報の共有を進めていきます。

また、各局・区で市民と協働で事業を行っているものについては、「協働型事業のルール」に沿った形で事業実施するものを増やし、実践の場を通して、市民、行政相互に共通認識を深めていきます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
協働型事業の公表 【71203010】	協働型事業の情報を集約し、一覧と事例集を作成し、冊子、ホームページで公表することにより、市民と職員の情報の共有化を図ります。 【具体的な取組】 ●協働型事業の一覧と事例集の更新・充実	市民・こども局
協働型事業の周知 【71203010】	「協働型事業のルール」を周知するため、市民、職員を対象に説明会を開催することにより、協働型事業に対する共通認識を深めます。 【具体的な取組】 ●協働型事業に関する情報共有を図り、事業の実践につながるような市民及び職員対象の説明会の開催	市民・こども局
協働型事業の実施	各局区において、「協働型事業のルール」に沿った事業の実践を通じて、市民、職員相互に協働に対する共通理解を深めます。 【具体的な取組】 ●「協働型事業のルール」に沿った事業の拡充 ●市民との協働による教育文化会館・市民館等の社会教育振興事業の実施 ●市民との協働による家庭教育推進事業の実施	各局区

(参考)



「川崎市協働型事業のルール」 p.12 から

取組8 協働推進施策の推進

(1) 提言内容

《第1期委員会提言4 協働推進施策の整備》

自治基本条例第32条の規定に基づき、協働型事業のルールや区における協働型等の事業提案制度を円滑に運用するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用すること、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実について提言がありました。

(2) これまでの取組

平成20年2月に「協働型事業のルール」を策定し、市民と職員を対象に説明会を開催するなどして、ルールの周知と適正運用に取り組むとともに、同年7月には、「協働推進窓口」¹²を市民・こども局市民協働推進課に設置し、市民、行政双方から協働に関する相談を一元的に受け付けています。

また、各区においては、市民から提案を受け、協働で事業を実施する提案制度等（以下「市民提案型事業」という。）を実施するとともに、地域の課題解決のために活動する市民活動団体を支援するために、市民活動支援コーナーの設置や、区における活動拠点マップの作成などの取組も進められています¹³。

一方、大規模な住居系開発に伴う住民の大量転入やライフスタイルの多様化により、地縁意識の希薄化が進み、解決困難な地域課題が顕在化する中、町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する地域のコミュニティづくりを進めるための施策について「都市型コミュニティ検討委員会」による検討を行い、現在、委員会報告書を受けてガイドラインを作成するなどの取組を進めています。

●各区で実施されている市民提案型事業

実施区	主な取組
川崎区	○いきいきかわさき区提案事業
幸区	○幸区提案型協働推進事業
中原区	○中原区市民提案型事業
高津区	○高津区協働事業提案事業
宮前区	○地域課題の解決を図る事業提案制度
多摩区	○磨けば光る多摩事業
麻生区	○麻生区地域コミュニティ活動支援事業 ○麻生区町内会事業提案制度 ○小地域のつながりネット支援事業

※各区で実施されている市民提案型事業の詳細については50・51ページに掲載

¹² 協働推進窓口では協働型事業の円滑な推進のため、①市民活動団体及び事業担当部署からの協働型事業に関する相談への対応②市民活動団体から行政に提案された企画に関する対応・調整③協働に関する考え方・手法等の市民及び行政職員への啓発・周知④協働型事業の推進のための行政関係課との調整を行っています。

¹³ 宮前区では平成22年3月に「市民活動応援マップ」（企画・編集 宮前区まちづくり協議会）を発行しました。

(3) 今後の取組

「協働型事業のルール」を広く周知していくとともに、協働型事業のノウハウを蓄積し、「協働推進窓口」において市民や行政からの相談に対応するとともに、行政、市民間の調整などを図っていきます。また、各区で取り組まれている市民提案型事業¹⁴については、運営上の課題を整理しつつ、制度の見直しを図りながら実施します。

市民活動支援拠点については、区役所と支所・出張所の機能再編に伴う市民活動の支援拠点の整備を行うとともに、市民活動支援コーナーについても充実を図っていきます。また、「第5期市民活動推進委員会」においては、市民活動支援拠点等について審議を行い、その結果を踏まえた取組を進めます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
協働型事業の推進 【71203010】	「協働型事業のルール」の周知や協働推進窓口の運営を通じて、協働型事業の推進を図ります。 【具体的な取組】 ●「川崎市協働型事業のルール」及び「川崎市協働型事業推進に関する要綱」の適正な運用 ●協働に関する相談や事業調整を図るための協働推進窓口の効果的な運営 ●協働型事業に関する情報共有を図り、事業の実践につながるような市民及び職員対象の説明会の開催【再掲】	市民・こども局
区における市民提案型事業の実施	区における市民提案型事業の円滑な運用と実施結果を適切に検証することにより、地域課題の解決に結びつけていきます。 【具体的な取組】 ●区における市民提案型事業の実施	各区
市民活動支援拠点の充実	区役所が地域における市民協働拠点となるよう、市民活動支援施策の一環として市民活動コーナーの充実を図ります。 【具体的な取組】 ●区における市民活動支援コーナーの充実 ●区役所と支所・出張所の機能再編に伴う市民活動の支援拠点の整備 ●第5期市民活動推進委員会での審議、最終報告を踏まえた取組の推進	各区 総合企画局 市民・こども局
地域コミュニティ施策の推進 【71201510】	町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する地域コミュニティづくりを推進します。 【具体的な取組】 ●「都市型コミュニティ検討委員会」報告書に基づき作成したガイドラインに基づくモデル事業の実施・検証 ●ガイドラインの全庁適用による地域コミュニティ施策の推進	市民・こども局

¹⁴ 市民提案型事業とは、地域課題解決のための事業として、市民活動団体から企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託して実施するものです。市民活動団体のノウハウや発想を活かす協働型事業に適しています。課題を限定せずに自由な発想で企画を募る場合と行政が設定した課題に基づき企画を募る場合とがあります。区においては、平成18年度に4区でスタートし、21年度現在、「いきいきかわさき区提案事業」（川崎区）等、7区、9つの制度があります。多くの場合、公開プレゼンテーションを実施し、外部の委員が入った審査会で事業選定を行い、区の事業として位置付けられます。また、実際に提案した市民活動団体を中心に、区などが協力して実施されます。

取組9 事業者等との協働の推進

(1) 提言内容

《第2期委員会提言7》 市民活動団体以外にも「6つの協働の原則」を適用》

《第2期委員会提言8》 CSR(事業者の社会的責任)を踏まえた事業者との協働の推進》

事業者は、事業活動を通じて、経済など地域社会に様々な影響を与えるとともに、地域社会の一員として様々な役割を担っています。暮らしやすいまちづくりの実現のためには、事業者との協働を推進していく必要があることから、自治基本条例第8条「事業者の社会的責任」の取組と第32条「協働推進の施策整備」の取組の連携を図り、公共的な課題解決のために事業者との協働を推進していく必要があるとの提言がありました。

また、現在、市民活動団体と協働型事業を実施する際の「協働型事業のルール」がありますが、行政が市民活動団体以外の主体と協働する場合、お互いの特性を發揮しながら地域社会の課題を解決するという協働の意義を確認し、事業を進めていくことで、お互いの異なる特性を活かしあった相乗効果が期待できることから、可能な限り、「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」（「目的の共有」、「対等の関係」、「相互理解」、「役割分担と責任範囲の確認」、「公開性・透明性」、「成果の振り返り」）を適用する取組を進めるべきであるとの提言がありました。

(2) これまでの取組

地域で活動する事業者等は、地域社会を構成する一員としてその活動が期待されており、事業者等との協働による取組を区や地域レベルにおいてさらに拡げていくことで、地域の課題解決や、暮らしやすいまちづくりの実現につながっていくと考えられます。

本市においては、事業者や大学等、市民活動団体以外の主体（以下「事業者等」という。）との連携、協働による取組事例は多く、また、かわさきコンパクト¹⁵のように、地域社会の課題に対して市民・事業者・行政の連携のもとで、それぞれの主体的な取組を促していくことも行われており、本プラン策定にあたって実施した調査¹⁶によると、回答のあった事業者等との協働事業のほとんどが「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」を満たしており¹⁷、地域社会の課題を解決するという協働の意義を確認し、お互いの特性を發揮しながら事業を進めていることが確認されています。

¹⁵ 平成18年1月に日本の自治体として初めて国連グローバル・コンパクトに参加したことを背景に、グローバル・コンパクトの理念を市内で展開し、企業・市民・NPO・行政等がそれぞれの特徴を活かした役割を積極的に引き受けつつ、相互に協力し、地域課題はもとより国内外の社会問題を解決して貢献していく取組を目指して活動を行っています。事業者向けの取組であるビジネスコンパクトと市民向けの市民コンパクトで構成されており、ビジネスコンパクトには、16の企業・事業者が、市民コンパクトには14の団体が参加（平成22年10月現在）しています。

¹⁶ 「第2期自治推進委員会の提言に係る施策・事業等の調査」（平成22年6月）。この調査で回答のあった事業及び第2期自治推進委員会報告書（93～100ページ）に掲載されている事業を52～54ページに掲載しました。

¹⁷ 回答のあった22件のうち16件は6つの原則すべてを満たしていることが確認されています。また、満たしていない事業のほとんどが、契約書や協定書を交わしていないものの、関係者での会議や打ち合わせ等で目的を確認しながら事業を実施していることが分かりました。

●各局区で実施されている主な事業者等との連携・協働事業の例

事業名	内容	事業実施所管
川崎フロンターレ 連携事業	川崎のイメージアップに向けて市民クラブである「川崎フロンターレ」と連携し、地域の魅力づくりを行い、スポーツを通じて市民のまちへの愛着と誇り、連帯感を育むため、「川崎フロンターレ」を活かした催事等を企画、実施する。	市民・こども局 市民スポーツ室
企業市民交流事業	生活市民と企業市民（川崎区内の企業の経営者とその従業員）との交流の場づくりと情報発信、両者による協働のまちづくりを進め、地域の課題解決に向けた取組を進める。	川崎区役所 地域振興課
麻生で“楽農”バスツアー事業 （地域資源を活用したまちづくり推進事業）	麻生区の特色である「農」を活用した魅力あるまちづくりを進めるため、ＪＡセレサと協働し、区民を対象に畑の見学、区で採れた食材の試食、直売所をバスで巡るツアーを実施する。	麻生区役所 企画課

※このほか、各局区で実施している主な事業については 52～54 ページに掲載

(3) 今後の取組

今後も、事業者等多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組をさらに充実させるとともに、事業者等が事業活動を通じて地域に貢献している取組に対して、そのことを地域社会で共有できるよう情報発信を行っていきます。

また、事業者等と協働する場合、可能な限り、「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」（「目的の共有」、「対等の関係」、「相互理解」、「役割分担と責任範囲の確認」、「公開性・透明性」、「成果の振り返り」）を意識しながら事業を進めていけるよう、例えば「協働型事業のルール」の市職員向け説明会など様々な機会を通じた周知の機会を設けるなどの取組を進めます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
多様な主体の参加と協働の推進	事業者や大学など多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に向けた取組を進めます。 【具体的な取組】 ●事業者や大学など多様な主体が参加・協働することにより地域の課題解決に向けた効果が高まる事業の充実 ●地域社会の一員としての事業者や大学と地域の交流促進 ●事業者や大学の地域貢献活動にかかる情報の発信 ●多様な参加の機会の提供	各局区
「6つの協働の原則」を意識した事業者等との協働による事業の実施	公共的な課題解決のために行政が市民活動団体以外の主体と協働する場合、可能な限り、「目的の共有」、「対等の関係」、「相互理解」、「役割分担と責任範囲の確認」、「公開性・透明性」、「成果の振り返り」（6つの協働の原則）を意識しながら、事業を進めていく取組を進めます。 【具体的な取組】 ●「6つの協働の原則」を意識した、事業者等との協働の推進 ●事業者等と協働する場合にも「6つの協働の原則」を意識するよう、「協働型事業のルール」の市職員向け説明会等の機会を通じた周知	各局区 市民・こども局

取組 10 区民会議の情報発信の推進

(1) 提言内容

《第1期委員会提言8 区民会議の情報発信の推進》

区民会議¹⁸に関する取組などについて、フォーラムの開催や広報紙の作成などに加え、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体を活用して継続的に広報することにより、多くの区民と区民会議に関する情報の共有を進めることについて提言がありました。

(2) これまでの取組

各区の区民会議は、現在、3期目がスタートしており、区民会議の会議開催や審議結果については、市政だよりやホームページのほか、独自の広報誌において情報発信を行っています。その他にも、様々な機会を捉えて広報媒体等を活用し、情報提供の工夫を図っています。

また、各区とも、フォーラムや報告会等の形式で区民会議の活動状況を広く区民に報告し、区民との意見交換を行う機会を設けています。

なお、平成20年度には、市民3,000人を対象に実施する「かわさき市民アンケート」において、区民会議の認知度などを調査しました¹⁹。

平成22年度には区民会議の制度の概要や各区の取組を紹介したパンフレットを作成し、各区市政資料コーナー等で配布しました。また、タウンミーティングやフォーラム等のイベントで配布するなど認知度向上のための取組を進めています。

●各区における主な取組

《各区で取り組んでいるもの》

- 「区民会議ニュース」など広報誌の発行
- 市政だよりの活用（特別号の発行等も含む）
- ホームページの活用
- フォーラム、報告会、パネル展などの開催

《その他情報発信の取組の例》

- 区内のイベント等で区民会議の取組を報告（川崎区・中原区）
- 地域団体会合での報告（高津区）
- イベント等での広報用チラシの配布（高津区）
- 出前報告会（フォーラム）の実施（高津区ほか）
- 提言の内容を区役所1階に展示（多摩区）
- 「区民会議ニュース」など広報誌を全ての町内会・自治会で回覧（川崎区・中原区・高津区・宮前区・麻生区）



「区民会議ニュース」の例

¹⁸ 自治基本条例第22条の規定に基づき、区民の参加と協働によって区における地域社会の課題を解決するための調査審議を行うため、各区に設置されています。平成17年度に試行的に実施し、平成18年4月1日に区民会議条例が施行され、同年から本格実施しました。

¹⁹ 平成20年度「かわさき市民アンケート」における「あなたは、お住まいの区の区民会議について知っていますか」という質問に対する回答は、「内容まで知っている」は1.1%、「あることは知っている」は18.4%、という結果であり、この2つを合わせた「知っている」は19.5%でした。

(3) 今後の取組

区においては、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体や独自の情報誌の発行などにより、区民会議に関する広報の充実に取り組んでいきます。また、情報発信とともに区民との意見交換、連携の場でもあるフォーラムや報告会を行っていきます。

また、団体推薦の委員に依頼し、出身母体を活用した周知を図ったり、多様な場で会議を開催したりするなど、区の地域特性に合った手法で区民会議の認知度の向上と審議内容、取組状況の広報に努めていきます。

さらに、より多くの市民に区民会議の審議内容に関心を持ってもらい、協働のまちづくりを推進するため、ホームページやパンフレットなどを活用し、市民への浸透を図ります。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
区民会議の取組・審議結果の広報等 【72401511～7】	市政だより、ホームページ等を活用し、区民会議の取組や審議結果を広報することを通して、区民との情報共有を図ります。 【具体的な取組】 ● 広報の拡充による取組の周知と区民との情報共有の推進 ● 区民会議に関する市民アンケートの実施【再掲】	各区 総合企画局
フォーラム、報告会の開催 【72401511～7】	各区において、フォーラム、報告会等を開催することにより、区民会議の取組について、区民との意見交換、連携の場を創出します。 【具体的な取組】 ● 区民会議に関する情報共有・情報発信の場となるフォーラム、報告会の開催	各区

取組 11 区民会議と関係団体との連携の推進

(1) 提言内容

《第1期委員会提言8 区民会議の情報発信の推進》

地域の課題を解決していくためには、区民会議委員の出身母体²⁰や関係団体が連携して課題解決に向けた取組に当たれるよう、事務局がコーディネート機能を果たしていくことについて提言がありました。

(2) これまでの取組

区民会議で話し合われた審議結果については、その実践に向けて、事務局（区役所）が委員の出身母体の団体等と調整し、役割分担などを協議しながら、地域課題の解決に取り組んでいます。また、出身母体の団体や委員個人が有しているネットワークを活用して、その活動に広がりを持たせる工夫を施しています。

●各区における主な取組

実施区	主な取組
川崎区	海風の森をMAZUつくる会、川崎区地域女性連絡協議会などの区民団体や環境局地球環境推進室などの関係部署と協力をして「環境の広場展」を開催した。
幸区	区内23カ所の避難所で避難所運営会議の順次立ち上げを行った。（平成22年10月現在、17カ所済）。うち3カ所で避難所開設訓練を行い、結果の検証を通してそれぞれ独自の避難所運営マニュアルを策定し、効果的な運営の体制づくりを進めた。
中原区	自転車と共生するまちづくり委員会（小杉地区）と丸子地区商店街連合会が連携して、放置自転車対策を行った。
高津区	子育て情報紙「あったかつうしん」編集委員と区民会議女性委員との防災座談会を開催し、その結果を「あったかつうしん」で発信した。
宮前区	運動普及推進員連絡協議会と連携して、地域住民による公園体操の立ち上げを支援するほか、公園体操マップやオリジナル体操をつくることなどのサポートをすることで公園体操への参加者拡大を図った。
多摩区	外遊び実行委員会を立ち上げ、区民、行政の協働により、「こどもの外遊び事業」を行った。
麻生区	区内保育園、こども文化センター、老人いこいの家において、専修大学との協働によるエコバックづくりを実施したほか、「川崎・しんゆり芸術祭」の開催に伴う美化清掃活動を市民活動団体などと協働して行った。

(3) 今後の取組

地域全体で課題を共有し、地域の資源を活かした取組につながるよう事務局のコーディネート機能の強化に努めていきます。

すでに取組が行われているもので、継続的な活動が必要なものについては、団体同士のネットワークを生かし、その活動の活性化を図るとともに、市民が主体性をもって取り組めるような支援をしていきます。

²⁰ 区民会議は、公募委員、団体推薦及び区長推薦の委員による合計20人以内の委員で構成されます。例えば宮前区区民会議の場合、次のような委員構成としています。

（1）公募委員：日ごろから感じている地域の課題の解決に向け、意欲や熱意のある方を選任しています。

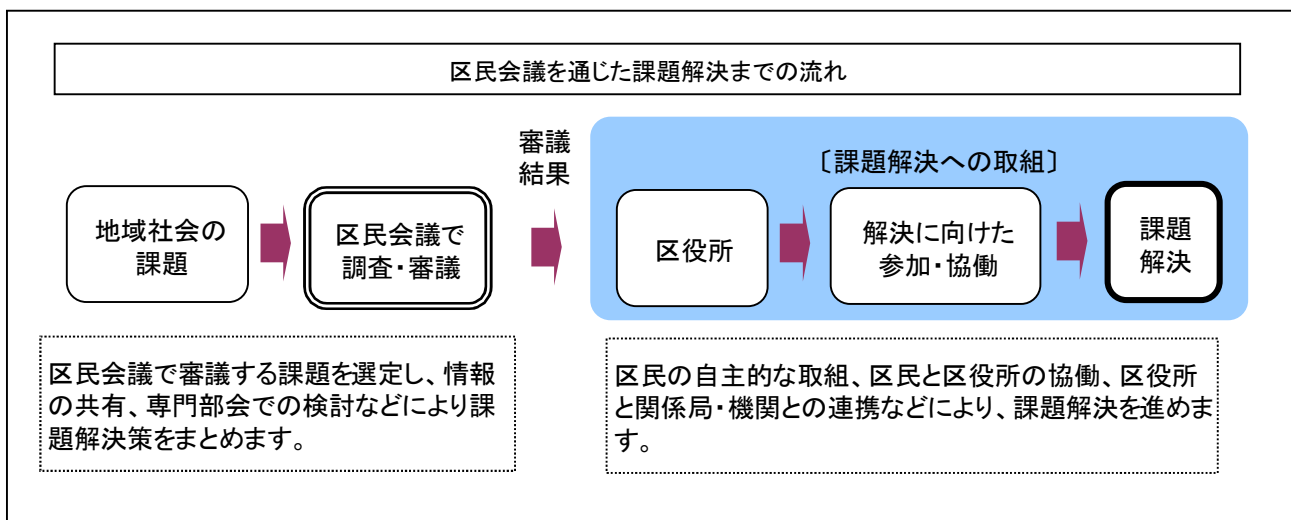
（2）団体推薦：川崎市区民会議条例施行規則に定める8つの分野で活動する団体から選任しています。（①防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野、②福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野、③子育て、教育など、人を育て心をはぐくむ分野、④緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野、⑤産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野、⑥文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野、⑦地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野、⑧①～⑦のほか、各区の特性に応じた課題に関する分野）

（3）区長推薦：性別、世代、地域バランスなど様々な視点に配慮しながら選任しています。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
地域課題解決のための事務局のコーディネート 【72401511～7】	区民会議の審議結果を反映し、地域課題を解決するために、事務局が委員の出身母体の団体等と調整を図り、協働による実践活動につなげます。 【具体的取組】 ●地域課題解決に向けて、今まで以上に区と関係団体が協働して取り組むことができるような調整機能を強化する。（川崎区） ●区民会議の提言を受け、区課題として事業展開し、協議会等の立ち上げに際しては関連団体に協議会への参加を呼びかけ、協働して実践する。（幸区） ●事務局による委員の出身団体や地域の関係団体と調整を行い、課題解決に向けた支援を行う。（中原区） ●課題把握から課題解決までの一連の流れの中で団体間のネットワークを活かせるよう事務局が調整する。（高津区） ●事務局による関係団体との調整や委員のネットワークを通じた人材の発掘により、実践活動につなげる。（宮前区） ●事務局と区民会議委員が情報を共有し、連携して課題解決を行っていく。（多摩区） ●事務局が団体推薦委員に個別に依頼し、実践活動へとつなげていく。（麻生区）	各区

（参考）



取組 12 開かれた区民会議の推進

(1) 提言内容

《第1期委員会提言10 各区区民会議の交流の推進》

各区の区民会議委員が互いに課題解決の成功例を持ち寄るなど、情報交換を行い、学び合うことにより、相互の連携を図り、それぞれの取組を発展させるため、各区区民会議の交流の場を設定することについて提言がありました。

《第2期委員会提言4 より開かれた区民会議》

区民会議の設置目的等について、委員間で共通理解をした上で審議を行うためにも、効果的な勉強会などを開催して委員間の共通認識が深まるよう努めるとともに、団体推薦の委員に比べて情報量等に格差があると考えられる公募委員については、公募委員の要請に基づき個別に説明するなど委員としての役割が十分果たせるよう事務局や委員同士がサポートを行うこと、また、区民会議においても市民参加を促進するため、審議や課題解決の過程になるべく多くの区民が参加できるよう、区民との対話や交流を行うなど地域に開かれた区民会議とすることについて提言がありました。

(2) これまでの取組

区民会議委員同士の交流としては、第1期区民会議の委員について、平成20年3月1日の「第6回市民自治創造・かわさきフォーラム」において「区民会議フォーラム」を開催しました。

また、第2期区民会議の委員についても、平成22年3月14日の「かわさき自治推進フォーラム2010」において「区民会議交流会」を開催しました。

各区においては、区民会議の取組、審議結果を報告するフォーラムや報告会を開催することにより、区民との意見交換、交流の場を設けています。

なお、第3期区民会議については、平成22年4月及び7月に各区で発足しており、事務局が事前の勉強会を開催するなど新しい委員へのサポートを行いました。

●各区の主な取組(第2期区民会議の例)

実施区	取組内容
川崎区	●区民会議集会を開催 ●区民アンケートの実施 ●区民の意見を区民会議の取組に反映させることなどを目的とした「区民ポスト」の設置（6カ所及びホームページ上にフォームメール機能を利用して設置）
幸区	●区民会議フォーラムの実施（2回）
中原区	●市民報告会の開催（報告書とりまとめ後）
高津区	●最終報告書とりまとめ前に、審議テーマ（地域防災とコミュニティ）に関する区民フォーラムを開催 ●出前ミニ報告会の開催 （成果報告として各団体の会合等の機会を捉えての報告と区民からの意見聴取） ●区役所に「課題提案箱」を設置
宮前区	●区民会議フォーラムの開催 （審議状況の中間報告・総括報告、区民との意見交換、交流） ●より傍聴しやすい環境を整備するため、有馬野川生涯学習支援施設など区役所以外の会場で全体会を開催

多摩区	●区民会議フォーラムの開催（報告書とりまとめ前） ※できるだけテーマごとに意見交換を行うために、会場を２つに分けて実施
麻生区	●出前フォーラムの開催（３回） （第１期区民会議の取組及び第２期区民会議の取組課題や課題解決に向けた検討経過についての報告と意見交換） ●区民会議フォーラムの開催 ●生ごみリサイクルと地産地消フォーラムの開催 ●身近な地域の課題や区民会議への意見を募るための「提案箱」を区役所に設置

(3) 今後の取組

今後も、委員同士の情報交換を図り、区民会議の発展につなげるための、区民会議委員同士の交流会の開催を継続的に実施していきます。

また、市政だよりやホームページ、「区民会議ニュース」などの広報媒体を活用して区民会議の取組を広報することにより、より参加しやすい働きかけを行います。

具体的には、フォーラムなどへの参加の促進を図り、区民意見の把握や区民との交流を行うとともに、地域課題の集約を行うための提案箱やニーズ調査、アンケートなどを活用しながら、審議や課題解決の過程でなるべく多くの区民との対話や交流を行うなど地域に開かれた区民会議に向けた取組を進めます。

さらに、区民会議委員間の共通認識が深まるような効果的な勉強会の機会を設けるなどの取組を進めるとともに、区民会議を担当する職員による情報交換を継続して行い、課題の共有化や運営の改善を図っていきます。

【具体的取組】

取組内容 【事務事業コード】	取組の概要・方向性	所管局区
より開かれた区民会議の推進	市政だより、ホームページ、「区民会議ニュース」などの広報媒体を活用して区民会議の取組を広報することにより、より参加しやすい働きかけを行います。 【具体的な取組】 ●区民との意見交換、連携の場となるフォーラム、報告会などへの参加の促進 ●市政だより、ホームページ等を活用した、区民会議の取組や審議結果の広報【再掲】	各区 総合企画局
区民会議委員同士の交流の場の設定 【72401510】	各区の区民会議委員が参加する交流会を開催することにより、委員同士の情報交換を図り、区民会議の発展につなげます。 【具体的な取組】 ●区民会議交流会の開催	総合企画局
区民会議委員へのサポートの実施 【72401511～7】	区民会議委員間の共通認識が深まるような機会を設けるなどの取組を進めます。 【具体的な取組】 ●効果的な勉強会等の開催 ●区民会議委員が役割を十分果たせるような事務局や委員同士のサポート	各区
区民会議を担当する職員の情報交換 【72401511～7】	区民会議を担当する職員が区民会議に関する情報交換を行い、課題の共有化や運営の改善を図ります。 【具体的な取組】 ●区民会議担当職員の情報交換	総合企画局 各区

第4章 自治基本条例に基づく主な取組状況

自治基本条例は、地方分権の時代にふさわしい市民の信託に基づく市政運営を行っていくことを目的として、市政運営に市民が主体的に参加することなどを原則とする市民自治の基本理念、本市の自治の基本を定める最高規範としての位置づけ、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則、自治の基本理念を具現化するための制度構築等について規定しています。

条例に基づくこれまでの取組として、区民会議条例、パブリックコメント手続条例、住民投票条例をはじめとした自治運営の仕組みを構築してきました。

この章では、川崎市における市民自治に関する取組を俯瞰的に捉えるため、自治基本条例の条文ごとの主な取組状況をまとめています。（平成21年度末現在）

【自治基本条例の構成】

第一章 総則

1 目的(第1条)

市民自治の確立

2 位置付け等(第2条)

最高規範性

3 定義(第3条)

市民／参加／協働

4 基本理念(第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念
市民の自治／市民の手による自治／市民のための自治

5 自治運営の基本原則(第5条)

情報共有の原則／参加の原則／協働の原則

第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

1 市民(第6～9条)

○市民の権利 ○市民の責務
○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等

2 議会(第10～12条)

○議会の設置 ○議会の権限・責務
○議員の責務

3 市長等(第13～22条)

市長等 行政運営等 区
○市長の設置 ○行政運営の基本等 ○財政運営等 ○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割
○市長等の権限・責務等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置 ○必要な組織の整備等 ○区民会議

第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

1 情報共有による自治運営(第23～27条)

○情報提供 ○情報公開 ○個人情報保護
○会議公開 ○情報共有の手法等の整備

2 参加及び協働による自治運営(第28～32条)

○多様な参加の機会の整備等 ○審議会等の市民委員の公募
○パブリックコメント手続 ○住民投票制度
○協働推進の施策整備等

3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

自治推進委員会

第四章 国や他の自治体との関係

国や他の自治体との関係(第34条)

国や他の自治体との相互協力等

1 自治運営を担う主体の役割、責務等の取組

第8条 事業者の社会的責任					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
●国連グローバル・コンパクト 国連が提唱した取組。「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の4分野からなる10原則。	○国連グローバル・コンパクトに署名 (H18.1)				
●かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企業・組織、市民が自発的に参加。	○ビジネスコンパクトの登録開始		○市民コンパクトの登録開始		
●総合評価一般競争入札制度 審査基準による評価。社会貢献度、性能等、及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。			8件	21件	33件

第9条 コミュニティの尊重等						
制度・施策名	これまでの主な取組					
	H17 年度 以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●町内会・自治会への支援 町内会・自治会の活動、自主防災や資源集団回収など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支援						→
加入世帯数(世帯)		416,509	420,890	426,437	432,891	434,328
加入率(毎年度 4 月 1 日現在)		70.5%	70.1%	69.2%	68.3%	67.1%
●市民活動推進委員会 市民活動支援指針(H13.9 策定)の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を目的に設置。	○第 1 期委員会(中間支援組織、活動資金) H14.1 発足	○第 2 期委員会(市民活動の評価)	○第 3 期委員会(人材育成、情報共有、これまでの市民活動支援施策の検証)		○第 4 期委員会(協働型事業の推進に関する検証)	
●都市型コミュニティ検討委員会 都市化の進んだ大都市川崎市における地域コミュニティの活性化の方策について調査審議。					○都市型コミュニティ検討委員会	
●かわさき市民公益活動助成金制度 活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内でボランティア・市民活動団体が行う「公益事業」を支援。	○助成金制度創設(H16)	スタートアップ°助成(10 万円以内) 17 団体 19 団体 21 団体 ステップアップ°助成(コース別に 200 万円～30 万円以内) 27 団体 29 団体 33 団体			21 団体 42 団体	28 団体 41 団体

第11条 議会の権限及び責務
第11条(議会の権限及び責務)の主な取組としては、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行っている。その行使に当たっては、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた会議運営に努めている。 また、平成21年7月には、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために議会基本条例を施行した。

第 1 5 条 行政運営の基本等						
制度・施策名	これまでの主な取組					
	H 17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●新総合計画 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	○新総合計画策定 第1期実行計画策定 (H17.3)			○第2期実行計画策定 (H20.3)		
●行財政改革プラン 効率的かつ健全な行財政基盤を確立し、社会経済環境の変化に的確に対応するためのプラン。	○第1次(H14.9 策定) ○第2次(H17.3 策定)			○新行財政改革プラン策定 (H20.3)		

※平成 22 年度末に第 3 期実行計画及び新たな行財政改革プランを策定予定

第 1 6 条 財政運営等						
制度・施策名	これまでの主な取組					
	H17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●中期財政収支見通しの策定 ●財政の健全性の確保 ●財政に関する情報の公表	○財政フレームの策定(H14.9) ○財政フレームの策定(H17.3) ○「財政のあらまし」の公表			○財政フレームの策定(H20.3) ○財政状況一覧表の作成・開示(H17)		

※平成 22 年度末に財政フレームを策定予定

第 1 7 条 評価					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●政策評価委員会 施策評価を実施し、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に明らかにし、効率的・効果的な行政運営に取り組む。	○政策評価委員会(第 1 期)				
			○第 2 期		○第 3 期
会議開催回数	3	4	4	4	4
意見提出件数	36	21	21	27	

第 1 8 条 苦情、不服等に対する措置					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度 以前	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●市民オンブズマン制度 市民からの市政に関する苦情の申立て処理や市政の監視を行い、必要に応じて市に対して勧告又は意見を述べる。	○市民オンブズマン条例 (H2.11)				
受付件数	120	117	105	138	99
●人権オンブズパーソン制度 いじめ、虐待など子どもの権利の侵害やDV、セクハラなど男女平等にかかわる人権侵害の相談、救済の申立てを受ける。	○人権オンブズパーソン条例 (H14.4)				
受付件数	414	449	364	370	368

第 2 2 条 区民会議					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●区民会議 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う。	○区民会議 試行実施	○区民会議 条例施行 (H18.4) ○第 1 期区民会議 (H18 年度、H 19 年度)		○第 2 期区民会議 (H20 年度、H21 年度)	

※平成 22 年 4 月及び 7 月に第 3 期区民会議がスタート

2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等

自治基本条例では、38・39 ページで掲載した行政運営の基本等を前提として、参加と協働によるまちづくりを推進していくために必要な区に関する取組や自治運営の基本原則に基づく制度等について体系化されています。

ここでは、それぞれの制度等がどのように整備されているのか、また、市民自治の推進の方向に沿っているのかなど、自治運営の基本原則（情報共有、参加及び協働）の視点から、これまでの主な取組と成果等についてまとめています。

第23条 情報提供					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ●インターネット、メールマガジン等による広報拡大 ●市民便利帳の配布		○アクセシビリティの向上を図るため「定型テンプレート」を導入 ○メールニュース かわさき配信開始			○無料で製作した市民便利帳の配布
ホームページ（HP）アクセス件数 単位：万件			350	350	385
●記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施		○市のイベント情報などを記載した「報道掲示板」により記者クラブへ情報提供（H18.7 設置）			
報道への資料提供の件数	1,655	1,705	1,586	1,766	1,933
●要綱等の公表 ※要綱は H19.7 から、要領等は H19.11 から実施			○インターネット及び区役所等で閲覧開始		
公表件数			2,664	2,764	3,027

第24条 情報公開						
制度・施策名	これまでの主な取組					
	H17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●情報共有、情報後悔の推進（情報公開条例） 情報公開制度に基づく市民の知る権利の保障。	S59.10 施行 ※情報公開法施行に合わせ、H13.4 に全部改正		○電子申請による請求手続を導入（H18.7）			○電磁的記録の複写媒体に CD、MO を追加（H21.9）
公文書開示請求件数		1,013	1,062	867	947	1,035

第25条 個人情報保護						
制度・施策名	これまでの主な取組					
	H17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●個人情報の保護（個人情報保護条例） 市が保有する個人情報について、開示、訂正、利用の停止等の請求する権利の保障。	S61.1 施行 ○個人情報保護制度の広報（市民向けリーフレットの配布） ○個人情報保護研修会の実施 ○条例の一部改正（H17.4） ○電子申請による請求手続を導入（H19.1）					
保有個人情報開示等請求件数		132	163	209	168	232

第26条 会議公開					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
●審議会等会議の公開 (審議会等の会議の公開に関する条例) 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備。HPに開催日を掲載	H11.4 施行			○ホームページ リニューアル(H20.2)	
対象となる審議会等	267	275	246	245	256
傍聴人	707	1,086	661	804	676

第27条 情報共有の手法等の整備					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
●総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付ける「サンキューコール」を運営		○サンキューコールかわさきの本格運用開始(H18.4) ○イベント案内、予約受付業務開始(H18) ○同業務拡大(H19) ○区役所代表電話交換業務統合(2区・H20.4)			
問い合わせ件数					
①サンキューコール ②本庁代表電話		①3,142	①17,193 ②142,236	①33,591 ②105,710 ③70,409	①39,310 ②97,875 ③70,986
③区役所代表電話					
FAQ件数	1,538	1,658	1,767	1,815	1,874
●ITを活用した参加と協働の仕組みづくり		○宮前区と民間のポータルサイトとの連携による 地域ポータルサイトの開始(H18.7～) ○民間地域ポータルサイト(全市版) の活用(H20.1～)			

第28条 多様な参加の機会の整備等					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
●多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設ける。	○市民意識実態調査 年1回 1,500名 ○市民アンケート H18 見直し 年2回 各 3,000名				
<市長への手紙 件数>	1,958	1,616	1,746	1,407	1,323
<かわさき市民アンケート 回答数>	65.9%	46.3%	48.2%	41.0%	49.0%
上段:1回目、下段:2回目(H18年度から年2回)		42.3%	43.6%	47.0%	47.5%

※このほか、全市を対象とした重要な政策課題の説明会として、「CCかわさき環境ミーティング」(H20・21)、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定説明会」(H20)を開催

※平成22年10月に「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画素案」「新たな行財政改革プラン素案」をテーマに、7区でタウンミーティングを開催

第29条 審議会等の市民委員の公募					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
●附属機関等の設置等に関する要綱 ●附属機関等の委員公募実施指針 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則とする。	H9.7 施行 H9.7 施行				
公募委員を含む審議会の数			62(29.5%)	73(31.3%)	75(30.9%)

第 30 条 パブリックコメント手続					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●パブリックコメント手続条例 市民生活にとって重要な政策等の案について、意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度。 パブリックコメント件数/意見数			○パブリックコメント手続条例施行 (H19.4)		
			75/1,542	54/3,239	45/2,251

第 31 条 住民投票制度					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度。	○住民投票制度 検討委員会(H17.12～H18.9)			○川崎市住民投票条例の施行(H21.4)	

第 32 条 協働推進の施策整備等					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通目標に向かって協働で行う事業を実施する際の基本的な考え方や手順を示すもの。			○協働型事業のルールの策定 (H20.2)	○協働推進窓口の設置 (H20.7)	
協働型事業の数				86	87

第 33 条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議					
制度・施策名	これまでの主な取組				
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則(情報の共有、参加及び協働)に基づく制度等の在り方について調査審議する。		○第1期自治推進委員会設置(H19.2～H20.3)		○第2期自治推進委員会設置(H20.11～H22.3)	

※平成 22 年 12 月に第 3 期自治推進委員会がスタート

3 国や自治体との関係の運営状況等

第 34 条の主な取組としては、神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政運営に当たるとともに、他の自治体と共通する広域的な課題に対しては、全国市長会、指定都市市長会、九都県市首脳会議などで、国への施策提言や要望活動、調査研究等、積極的な連携を図っています。また、県市間においては、県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく県から市への権限移譲の取組を進めています。

なお、川崎市としては、庁内の川崎市地方分権推進会議等を通じて、地域主権改革への対応を推進するとともに、平成 22 年 10 月、新たな大都市制度や真の分権型社会にふさわしい税財政制度のあり方など、本市の地方分権の推進に関する基本的な考え方をとりまとめた「地方分権の推進に関する方針」を策定しました。

資 料

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日

川崎市条例第60号

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民（第6条～第9条）

第2節 議会（第10条～第12条）

第3節 市長等

第1款 市長等（第13条・第14条）

第2款 行政運営等（第15条～第18条）

第3款 区（第19条～第22条）

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営（第23条～第27条）

第2節 参加及び協働による自治運営（第28条～第32条）

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）

第4章 国や他の自治体との関係（第34条）

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

（位置付け等）

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

- 第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

（市長の設置）

- 第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

（市長等の権限、責務等）

- 第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。
- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

（行政運営の基本等）

- 第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。
- 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。
- （1）市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
 - （2）市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - （3）市民からの提案等に的確に応答すること。
 - （4）市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - （5）施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - （6）法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。
- 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

（財政運営等）

- 第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。
- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。
- 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

（評価）

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。
- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。
- 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

（苦情、不服等に対する措置）

- 第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

（区及び区役所の設置）

- 第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区

を設け、区役所を置きます。

（区長の設置及び役割）

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- （1）区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- （2）区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。
- （3）区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

（必要な組織の整備等）

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

（区民会議）

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するように努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

（情報提供）

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

（情報公開）

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

（個人情報保護）

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

（会議公開）

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

（情報共有の手法等の整備）

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

（多様な参加の機会の整備等）

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

（審議会等の市民委員の公募）

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

（パブリックコメント手続）

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

（住民投票制度）

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

（協働推進の施策整備等）

第 3 2 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第 3 節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 3 3 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第 4 章 国や他の自治体との関係

第 3 4 条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行します。

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関する事。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関する事。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び有識者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

各区における市民提案型事業の概要(平成21年度)

実施区	事業名	募集対象事業	選考事業
川崎区	いきいきかわさき区提案事業	○地域力・地域のつながり ○地球環境とエコ ○地域コミュニティの充実 ○区のイメージアップ ○地域子育て支援	2事業 ①音楽を取り入れ地域の活性化 ②いきいきかわさき区・ものしりアドベンチャー コラボ音楽劇 1/21 万5000の物語
幸区	幸区提案型協働推進事業	○身近な地域での健康づくり ・地域での健康維持・増進の取組を進める ・健康づくり・介護予防の情報発信を進める ○身近な地域での子育て支援 ・子どもと安心・安全に遊べる居場所、子育て交流の場づくりを進める ・読み聞かせや音楽の親子体験など子どもの豊かな心をつちかう機会を増やす ・子育てに関するニーズの把握と子育て情報の発信を充実させる	4事業 ①男性シニアの食と健康講座 ②健康維持増進事業（わいわい体操） ③おでかけ“ぽかぽか”～お外でもっとあそぼうよ！出張青空子育てひろば～ ④楽しく子育て@ふるいちば
中原区	中原区市民提案型事業	提案する事業が、市と協力して実施することでより高い効果が期待できる事業で、緊急性・必要性、公益性・公平性及び実現性が高いこと ○身近な地域での環境対策 ○地域で取り組む子育て支援 ○地域で取り組む高齢者支援 ○地域の安全に関するもの ○スポーツ、文化等を活用したまちづくりに関するもの ○商店街を核とした地域コミュニティの形成及び活性化に関するもの ○その他、地域の課題の解決に資するもの	2事業 ①多摩川の自然を安全に楽しむための講座事業 ②よりよい地域のコミュニティをつくる事業
高津区	高津区協働事業提案事業	区が行える業務の範囲内で、区と協働で行うことにより、地域課題の解決につながるもの ○地域における環境まちづくり ○地域の防災に関するもの ○地域コミュニティの活性化に関するもの ○子ども・子育て支援に関するもの ○その他、地域課題の解決に資するもの	1事業 ①「あったらいいな、こんな遊び場！」利活用のための公園調査プロジェクト
宮前区	地域課題の解決を図る事業提案制度	「区民が発見した地域の課題及びその解決を図る提案」で原則として宮前区で所管している分野 高齢者福祉、障害者支援、子育て支援、動物愛護、青少年の健全育成、スポーツ振興、安全・安心、防災、市民活動支援、区の魅力発信、身近な環境整備（不法投棄、放置自転車、落書き等）、地域コミュニティ促進	1事業 ①落書き消し
多摩区	磨けば光る多摩事業	地域の課題を解決するために多摩区内で実施する公益的な活動で、区民との協働により実施する活動	4事業 ①妊婦体験・赤ちゃんとのふれあい体験定着事業 ②めだかの地域大学 ③使用済みてんぷら油回収による資源循環モデル事業 ④地域内循環型マーケット「たま楽市」とリユース食器促進活動

実施区	事業名	募集対象事業	選考事業
麻生区	麻生区 地域コミュニティ活動支援事業	市民活動団体の地域コミュニティづくりにつながる活動を支援する事業 ※市民活動支援施設の中間支援機能を強化する観点から、施設を運営する NPO 法人に事業委託して実施	6事業 ①ほっとコミ！ ②川崎遍路を尋ね歩く ③高齢者の生きがい支援 ④ダンボールコンポストで広がるコミュニティ ⑤遊ぶチカラは生きるチカラ～「こども」と「私」を考える連続講座～ ⑥シャルメと季節を巡る親子コンサート
	麻生区 町内会事業提案制度	町内会・自治会の先駆的な活動を支援する事業	なし
	小地域のつながりネット支援事業	1 あさお福祉計画を推進するもの 2 近隣とのつながりを活性化するもの 3 地域福祉に係る団体間の連携を強化するもの 4 既存の地域福祉活動を発展、充実するもの 5 地域特有の地域福祉課題を解決するもの	6事業 ①地域活動支援センター拠点の地域懇談会事業 ②誰でもアンサンブルできる事業 ③麻生区内障害者福祉施設・事業所ミニバスツアー ④人とサロンをつなぐ移送推進事業 ⑤習って・作って・支え合い事業 ⑥青少年芸術活動支援事業

各局区で実施している主な事業者等との連携・協働事業 (H22.10 現在)

事業名	事業内容	事業実施所管
地域ポータルサイト	民間事業者が運営する複数の地域ポータルサイトに行政情報を提供することで、民間情報と行政情報を「地域情報」として一体的に配信する。	総務局 システム企画課
かわさき自治推進フォーラム	自治基本条例の理念の推進、多様な主体による自治の推進等を目的として開催。企画運営を担う実行委員会を市民活動団体、事業者、大学及び公募の市民で構成している。	総合企画局 自治政策部
男女平等かわさきフォーラム	男女平等に関する情報を広く周知し、普及啓発を図るため、男女共同参画ネットワークと協働し、フォーラムを開催する。	市民・こども局 人権・男女共同参画室
男女共同参画ネットワーク	男女共同参画社会を実現するために、市域全体で活動する民間団体等が協力及び連携し、自主的に男女共同参画を推進することを目的として、情報交換や事業を実施する。	市民・こども局 人権・男女共同参画室
かわさき生活ガイド「市民便利帳」製作業務	区役所での手続、公共施設紹介などの行政情報、地域の生活情報、医療機関ガイドなどをまとめたかわさき生活ガイド「市民便利帳」を製作。	市民・こども局 シティセールス・広報室
川崎フロンターレ連携事業	川崎のイメージアップに向けて市民クラブである「川崎フロンターレ」と連携し、地域の魅力づくりを行い、スポーツを通じて市民のまちへの愛着と誇り、連帯感を育むため、「川崎フロンターレ」を活かした催事等を企画、実施する。	市民・こども局 市民スポーツ室
青少年健全育成環境推進事業	市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ることを目的として、川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会を設置し、広報啓発活動を実施。	市民・こども局 青少年育成課
K Sコミュニティ・ビジネス・アカデミー	専修大学との連携による社会人向け大学院専門教育プログラム。市民自身が街の問題を解決するコミュニティ・ビジネスの担い手となる社会起業家を育成。	経済労働局企画課
地産地消推進事業	地産地消の推進を図るため、JA セレサ川崎や青果卸売会社、消費者の会などと共同して「かわさき地産地消推進協議会」を運営し、各種イベントでの農産物直売会、市内産農産物を使用した料理教室の開催などを通じて、市内産農産物「かわさきそだち」のPRを行う。	経済労働局 農業振興課
地球においしい「エコ・クッキング」事業	小学校PTA向けに料理、片付けにいたるまでの一連の流れを通して、環境に配慮した食生活の大切さを学び、自らのライフスタイルの見直しを図ることにより生活の中での環境への配慮を行う市民の育成を図る。	環境局環境調整課
かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会	川崎市地球温暖化対策地域推進計画を具体的に推進するとともに、地球温暖化対策推進法に基づいた地球温暖化防止対策への取組を実施。	環境局 地球環境推進室
かわさきコンパクト推進事業（ビジネスコンパクト）	市内に本社・事業所を有する企業が世界規模の経営環境変化を自らの課題として認識し社会からの要請を踏まえた主体的な活動を展開していくことを促す取組を実施。	環境局 地球環境推進室
親子で楽しく食育料理教室	小学生とその保護者を対象に食育に関する講話や調理実習等による食育体験を通して食の大切さを学ぶ事業。	健康福祉局 健康増進課
川崎・都市景観フォーラムの開催	都市景観に対する意識を高める「都市景観の日」の関連行事として、川崎都市景観協議会と共催で、市民の景観に対する意識の向上を目指す。	まちづくり局 景観・まちづくり支援課
あんしん賃貸支援事業	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯を事業の対象とし、入居を可能とする民間賃貸住宅等の登録制度。	まちづくり局 住宅整備課
川崎市居住支援制度	アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際に、高齢者等の保証人をみつけることが困難な方が、協力不動産店での契約の際に、川崎市の指定する保証会社を利用して、保証会社が一定の限度内で保証を実施するとともに、川崎市と障害者団体等による入居者の見守り等支援を実施する。	まちづくり局 住宅整備課

事業名	事業内容	事業実施所管
ニヶ領用水を活かしたまちづくり推進業務	平成23年3月にニヶ領用水が竣工400年の節目の年を迎えることから、改めてこれまでのニヶ領用水と川崎市とのかかわりを検証し、併せてその価値を後世につなげていくための調査・研究を行うとともに、ニヶ領用水を軸とした市民活動の連携を深めること、流域におけるまちづくりの進展を目指す。	建設緑政局企画課
市民 100万本植樹事業	都市景観の向上や地球温暖化対策と市民一人ひとりの緑化意識の高揚を図るため、2024年の市制100周年までに市民・事業者とのパートナーシップにより100万本の植樹を目指す。	建設緑政局緑政課
企業市民交流事業	生活市民と企業市民（川崎区内の企業の経営者とその従業員）との交流の場づくりと情報発信、両者による協働のまちづくりを進め、地域の課題解決に向けた取組を進める。	川崎区役所 地域振興課
さいわいテクノ塾事業	区内の小学生を対象とした工作実験教室。東芝科学館の館内ツアー実施。	幸区役所 地域振興課
科学とあそび幸せな一日事業	主として小学生を対象とした内容の科学実験・工作講座・各種展示やスタンプラリーなどを開催。	幸区役所 地域振興課
中原区STOPヒートアイランド事業	緑のカーテン事業、打ち水、エコカフェ&環境“楽習会”などを通じて、区内における地球温暖化防止に向けた取組を多様な主体と協働で実施。	中原区役所 企画課
働いている妊婦への支援事業	働き続ける予定の妊婦とそのパートナー50組を対象に「ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」を年4回、土曜日に開催。	中原区役所 保健福祉サービス課
「エコシティたかつ」推進事業	高津区で顕在化している自然・社会・生活環境に関する諸課題に対し、地域の多様な主体が協力して、総合的かつ多面的に取り組むための計画「エコシティたかつ」推進方針に基づいた各プロジェクトの実施。	高津区役所 企画課
高津区音楽のまち推進事業	音楽を通して区民にゆとりと安らぎの提供、地域の音楽文化の振興を目的とした様々なコンサートの開催。洗足学園や糺ホールなどとの連携による音楽のまち・かわさき高津フェスタの開催。	高津区役所 地域振興課
呼び出し番号表示システム導入事業	窓口サービスの向上と来庁者への情報提供の充実を目的とし、区民課窓口に呼び出し番号表示システムを導入。	宮前区役所 企画課
宮前区地域ポータルサイト	官民協働のポータルサイトを運営し、行政情報と地域情報を一体的に発信。	宮前区役所 企画課
多摩区・3大学連携事業	地域の課題解決に向けて、大学及び区役所からの提案や地域からの要望をもとに、多摩区・3大学連携協議会で協議したうえで、事業化を図り、モデル事業を行う。	多摩区役所 企画課
多摩区子育て支援パスポート事業	多摩区商店街連合会との協働により、割引などの特典が受けられる「子育て支援パスポート」を発行し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。また、親子と商店街の人とのコミュニケーションを広め、地域の子育て支援体制の充実を図る。	多摩区役所 こども支援室
麻生区・4大学 公学協働ネットワーク	音楽・芸術・福祉・環境・教育などの分野において、麻生区内及び隣接する町田市に立地する大学と行政との間に、互いが保有する知的資源、人材等を有効に活用できるネットワークを構築することにより、公学連携して活動を展開し、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに貢献する。	麻生区役所 企画課
麻生で“楽農”バスツアー事業 （地域資源を活用したまちづくり推進事業）	麻生区の特色である「農」を活用した魅力あるまちづくりを進めるため、JAセレサと協働し、区民を対象に畑の見学、区で採れた食材の試食、直売所をバスで巡るツアーを実施する。	麻生区役所 企画課
川崎市大学等高等教育機関連携事業（川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議）	市民の生涯学習の支援に向けて大学等高等教育機関が有する教育・研究機能の活用や連携・協力のあり方を検討するとともに、これらを踏まえた連携事業を幅広く実施する。	教育委員会 生涯学習推進課
読書のまち・かわさき「川崎フロンターレと本を読もう！」	読書の素晴らしさ・大切さを伝えるため、地元Jリーグチーム「川崎フロンターレ」との協働により、選手が推薦する図書の紹介冊子やしおりの作成・配布、選手によるおはなし会等のイベントを実施する。	教育委員会 生涯学習推進課

事業名	事業内容	事業実施所管
川崎市立図書館と明治大学図書館の相互協力	「川崎市立図書館と明治大学生田図書館の相互協力に関する覚書」に基づき図書館の相互利用に関する事業を行う。	教育委員会 中原図書館
川崎市教育委員会と和光大学図書館の相互協力	「川崎市教育委員会及び和光大学の図書館の相互協力に関する協定書」に基づき図書館の相互利用に関する事業を行うとともに、平成 22 年度から資料の相互貸借の協定を結び連携事業を幅広く実施する。	教育委員会 中原図書館
川崎市立多摩図書館と専修大学図書館の相互協力	「川崎市立多摩図書館と専修大学図書館の相互協力に関する覚書」に基づき図書館の相互利用に関する事業を行う。	教育委員会 多摩図書館

川崎市自治推進委員会の提言に基づく
市民自治の推進に向けた第2次推進プラン
～自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり～

平成 22（2010）年 1 1 月
総合企画局自治政策部
TEL 044-200-2168 FAX 044-200-3800